

自己評価書

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

平成 18 年 6 月

北海道大学

目 次

対象法科大学院の現況及び特徴	1
目的	2
章ごとの自己評価	3
第 1 章 教育目的	3
第 2 章 教育内容	6
第 3 章 教育方法	12
第 4 章 成績評価及び修了認定	17
第 5 章 教育内容等の改善措置	25
第 6 章 入学者選抜等	29
第 7 章 学生の支援体制	35
第 8 章 教員組織	42
第 9 章 管理運営等	51
第 10 章 施設,設備及び図書館等	58

対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院(研究科・専攻)名

北海道大学大学院法学研究科・法律実務専攻

(2) 所在地

北海道札幌市

(3) 学生数及び教員数

学生数：262人

教員数：27人(うち実務家教員6人)

2 特徴

〔沿革〕

北海道大学法学部は、昭和28年に北海道大学法経学部から分離・独立し、継続的に講座数を拡充したあと、昭和49~52年に教育部36教育科目、研究部4部門12研究科目、入学定員220名に改組拡充した。研究部の設置と教授・助教授54名という教員定員は、当時全国の法学部の中でトップクラスの質と規模の教授陣を可能とし、その後の幅広い専門分野の先端的研究を基礎とする充実した教育の基礎になった。

昭和60年代以後は大学院の整備を進め、平成4年に2年制の専修コースを新設し、平成12年に大学院重点化し入学者数を倍増した。この際に、研究部を改組して高等法政教育研究センターを設立し、研究と教育の有機的連携体制を強化した。

〔本学・本研究科の伝統〕

北海道大学は、北海道開拓使札幌農学校の開校当初から、常に広く全国から有為の人材を集め、最先端の近代教育によって優秀な卒業生を全国に送り出してきたが、それと同時に、地域と密接な連携を持ち、北海道開発に関わってきた。北海道大学法学部も創設以来常に、入学者の半数前後を北海道外から受け入れ、卒業生の多くを全国に送り出してきたが、同時に、地域と密接な連携を持ち、その発展に貢献してきた。

この「教育の地方分権」的機能は本学・本学部の地理的特色によるが、教員と学生の親密な関係に基づく少人数演習を重視した法学教育も、この伝統の一環をなすものであり、大規模地方都市に所在する基幹大学という特性を基礎にしている。このような教育によって、北海道大学法学部・法

学研究科は、産業界・官界とともに司法界に多くの人材を輩出し、平成8年から平成17年までの10年間に129名の司法試験合格者を法曹界に送り出した。

本研究科は、研究部そして高等法政教育研究センターによって研究活動と教育の有機的な連結を図ってきた。現在、本研究科は、科学研究費等による最先端の研究を全国の法学部の中でも特に積極的に推進しており、とりわけ、平成15年度より推進している21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」はわが国の知的財産法をリードする研究拠点となっている。法科大学院での教育は常にこれらの研究活動の成果を取り入れており、上記の21世紀COEプログラムの研究活動には法科大学院生も様々な形で参加している。

〔法科大学院教育の特色〕

北海道大学法科大学院の27名の専任教員が法曹の基礎力と応用力を確実に養成し、本研究科法学政治学専攻および公共政策大学院の31名の教授陣が、幅広い分野の研究をふまえた学際的あるいは先端的領域での教育を展開し、変化する社会で活躍できる発展力を養成する。また、本法科大学院の教育は、上に述べた本学・本研究科の伝統を継承して、次のような特色を持っている。

全国の法曹志望者に開放された法科大学院を目指し、ホームページでの情報公開・PRに努め、東京試験会場の開催、首都圏でのエクスターンシップを実施している。

実務法曹との連携による実務法教育の開発・実施を重視し、札幌弁護士会法科大学院支援委員会との協議を通して、ローヤリング=クリニック、エクスターンシップを実施している。

少人数教育体制を確保するとともに、双方向的・多方向的授業・文書作成指導を重視した質的にも個々の学生に応じた指導を実施している。

法律・先端・学際的各分野においてより高度な知識・理解を求める者は、様々な形での指導を受けられるようにしている。

目的

〔教育上の理念・目的〕

司法制度改革審議会意見書が指摘するように、グローバル化の中で、日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し、また、それぞれの分野で事前の行政規制よりも事後の司法チェックが重要になり、社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっている。このような新しい社会状況において、すべての法曹は、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応えられる応用力・発展力を持たなければならない。法科大学院は、このような社会領域の要請に応えられる多様な法曹を養成しなければならない。また、司法制度改革によって従来の司法研修所教育の一部を引き受けることになった法科大学院は、法学の基礎力のうえに法実務の基礎を修得させなければならない。

〔養成しようとする法曹像〕

以上から、21世紀の法曹は次のような能力・資質を備えていなければならないと考える。

- () 基本的法分野における体系的で深い理解
- () 先端的・応用的法分野における専門的知識
- () これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- () 柔軟で創造的な思考力
- () 交渉能力と説得能力
- () 人権感覚・倫理性
- () グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- () 他の専門分野に対する理解能力

これらのうち、() () () () () は法曹のコモンベーシックをなす基礎力であり、() () は、各人がそれぞれの方向で法曹としての付加価値を高める発展力である。

〔教育内容・方法の特色〕

後者の発展力について、本法科大学院は、特に2つの分野での能力の養成を重視する。第1は、知的財産法など先端的なビジネスに強い法曹の養成である。グローバル化あるいは企業活動のコンプライアンス重視と相まって、今後ますますビジネスに法が浸透すると予想され、司法制度改革には経済界からのそのような要請に応える部分がある。第2は、市民生活に密着した法曹の養成である。社会への法の浸透はビジネスの分野に限られない。司法制度改革の目標である法の行き届いた社会を実現するには、このような法曹の存在が不可欠である。また、司法過疎の解消で求められているのも、この種の法曹である。

前者の基礎力の養成について、本法科大学院は、本学・本研究科の伝統と社会的位置を基礎に、次のような特色を持つ教育制度を構築し、教育を実施する。

- () 全国の多様な法曹志望者への開放性と透明性（PR、入試制度、成績評価など）
- () 実務法曹、とりわけ地域の弁護士会との連携による実務法教育の開発と実施
- () 少人数教育の実施と、双方向的・多方向的授業・文書作成指導など個々の学生に応じた指導
- () 法律・先端・学際的各分野においてより高度な知識・理解を求める者に対する指導

章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1 - 1 教育目的

基準 1 - 1 - 1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準 1 - 1 - 1 に係る状況) 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻(以下、「本法科大学院」という)は、21 世紀に相応しい高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を目的として設置された。日本社会の基本的方向が、事前の行政規制から事後的な司法チェックに移りつつあることは、司法制度改革審議会意見書でも指摘されている通りであるが、司法がその役割を十分に果たすには、司法を支える人的資源の充実が不可欠の課題であり、そのために上記のような能力を身につけた質の高い法曹を養成することが求められている。21 世紀の法曹が備えるべき資質・能力として、具体的には次のようなものが考えられる。

- () 基本的法分野における体系的で深い理解
- () 先端的・応用的法分野における専門的知識
- () これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- () 柔軟で創造的な思考力
- () 交渉能力と説得能力
- () 人権感覚・倫理性
- () グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- () 他の専門分野に対する理解能力

このような資質・能力をもつ法曹を養成するため、本法科大学院では、次のような体系的かつ一貫した施策を実施している。

上記のような資質・能力を開発しうる人材を発掘するためのアドミッション・ポリシーを実施し、入試制度を工夫している。これは、本法科大学院の教育理念にのっとった教育をする前提となっている。

そのようにして得た人材に対して、上記の能力・資質が身につくように構想された体系的で実践的な教育プログラムを提供している。

組織的・系統的なファカルティ・ディベロップメントなどを通じて、提供する教育の質を高めるよう努めている。

日常的な、きめ細かな修学指導などを通じて、学生の勉学意欲を喚起している。

厳格な成績評価によって、本学法科大学院修了生の質を確保している。

以上のような施策により、質の高い法曹を社会に輩出するよう努めている。

基準 1 - 1 - 2

各法科大学院の教育の理念，目的が明確に示されており，その内容が基準 1 - 1 - 1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され，成果を上げていること。

（基準 1 - 1 - 2 に係る状況）本法科大学院で養成されるのは，コモンベーシックを身につけ，かつ，それぞれの方向で付加価値を持った法曹である。その付加価値の方向性としては 2 つのものが想定されている。

第 1 は，先端的なビジネスに強い法曹である。グローバル化とも相まって，ビジネスには今後ますます法が浸透するものと予想されるし，今般の司法制度改革は経済界からのそのような要請に基づく部分もあった。本法科大学院では，このような要請に対応する法曹を育成する。

第 2 は，市民生活に密着した法曹である。司法制度改革審議会意見書が目指す，法の行き届いた社会を実現するには，このような法曹の存在が不可欠であり，またいわゆる司法過疎の解消で求められているのもこの種の法曹である。本法科大学院では，このような法曹をも育成する。

以上のような法曹養成を実現するための教育内容として，次のような工夫を施している。

まず，法曹としてのコモンベーシックを確保するための教育プログラム（基礎プログラム，法実務基礎プログラム，深化プログラム）を展開している。

次に，法曹としての付加価値を高めるための教育プログラムとして，先端・発展プログラムを用意し，知的財産法，企業法務などの先端ビジネス部門と環境法，医療訴訟などの生活関連部門という 2 つの部門を設けている。

ビジネスにおいても生活においても，そこで活躍する法曹には幅広い知見が要求される。たとえば国際ビジネスにおける比較法文化論，市民生活における法社会学等である。そこで，本法科大学院では学際プログラムを設け，このような学際的な教育について，多彩で豊富な科目を提供している。

グローバル化が進捗している現代社会では，ビジネスにおいてはもちろんのこと，消費生活においても，インターネット取引におけるように，国際的なつながりが深まりつつある。そこで，先端・発展プログラム中に，主に国際関係を扱う共通科目群を用意している。

上記の各プログラムにおいて，当初の教育理念に沿った授業が展開され，多数の学生が履修し単位を修得しており（例えば，先端・発展プログラムの知的財産法は学生のほぼ半数の 23 名が履修），十分な教育成果が得られている。実務関連科目も，札幌弁護士会の全面的な支援を得て充実した授業が行われている。全体として学生の満足度も高い（平成 17 年度の学生による授業アンケートの数値（択一式質問項目）は，基礎プログラム 3.82，法実務プログラム 4.15，深化プログラム 3.67 と高く，平成 16 年度のそれぞれ 3.59，3.98，3.65 よりも向上している）。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

該当なし。

(2) 改善を要する点：

該当なし。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2 - 1 教育内容

基準 2 - 1 - 1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準 2 - 1 - 1 に係る状況) 本法科大学院では、理論的教育と実務的教育を有機的・効果的に実施するため、以下の5つのプログラムを提供する。①②③はコモンベーシックの確保を目指したプログラムであり、④⑤は法曹としての付加価値を高めるためのプログラムである。これらのうち、②③は、従来の法学部教育と違って、専門法曹養成のための高度な専門知識とその応用力の組織的な修得を目的とする。これに対し、法学未修者に対する①は、従来の法学部専門教育と内容が重なるが、訴訟等における法の実際の機能をふまえて教育する。他方、④⑤では、①(あるいは法学部専門教育)と②③で修得した法的専門知識をさらに高度化させて専門性を高めることを目的とし、あるいは修得した法的専門知識を法学以外の知識と関連させて視野を拡げることを目的とする。

①**基礎プログラム**：法律基本科目に関する基礎的知識を修得させるプログラム。

②**法実務基礎プログラム**：法曹のあり方や社会的役割を考え、法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに、理論と実務の架橋となるべきプログラム。このプログラムにおいては、法曹に必要な基礎能力(リテラシー)や調査能力(外国法を含む)獲得も追求される。

③**深化プログラム**：基礎プログラムで修得した基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させるプログラム。

④**先端・発展プログラム**：知的財産法や環境法などの先端的法分野について深い専門知識を修得させるとともに、労働法、社会保障法など法律基本科目に対する関係で応用的・発展的な専門知識を修得させるプログラム。

⑤**学際プログラム**：基礎法学や政治学等の知見を修得し、法現象を複眼的・学際的に眺める資質を高めるとともに、さらにそれらの知見を法実践にも活かす能力の涵養を目指したプログラム。

以上のプログラムでは、双方向型授業を実施している。本法科大学院では、従来のように、授業を一方的な講義方式で行うのではなく、講義においても適宜確認の質問を行い、あるいはレポート等の文書を作成・提出させることで、学生の理解度をチェックするなどして、双方向的で、対話を盛り込んだ授業展開を図っている。このような手法を用いることで、学生が修得した法的専門知識の応用力、分析力、表現力を体得させる。これによって、法科大学院修了以後に予定される司法試験、司法修習に向けた基本的な準備態勢が整えられる。

基準 2 - 1 - 2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法 , 行政法 , 民法 , 商法 , 民事訴訟法 , 刑法 , 刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的先端的な法領域に関する科目 , その他の実定法に関する多様な分野の科目であって , 法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2 - 1 - 2 に係る状況)

(1) 本法科大学院の教育課程では , 法律基本科目として , 第 1 学年 (3 年課程 1 年次) で基礎プログラムの 17 科目 , 第 2 学年と第 3 学年で深化プログラムの 14 科目を展開している。基礎プログラムの憲法 2 科目 , 行政法 2 科目 , 民法 4 科目 , 商法 3 科目 , 民事訴訟法 2 科目 , 刑法 2 科目 , 刑事訴訟法 2 科目は , 法律学の基礎を理解させるものである。入学試験の法律科目試験での高い成績により 2 年短縮課程に入学した者は以上の科目の履修を免除される。深化プログラムの公法事例問題研究 3 科目 , 民事法事例問題研究 5 科目 , 商事法事例問題研究 3 科目 , 刑事法事例問題研究 3 科目は , 基礎プログラムで修得した基礎知識を事例問題の検討を通して深化させるとともに , 具体的な法律問題を解決する力を養う。以上の科目により , 法律実務に必要な基本的な知識と能力を修得させる。

(2) 法律実務基礎科目は , 第 2 学年と第 3 学年で展開している。そのうち , 法曹倫理・同 , 民事実務演習 , 刑事実務演習 A B , ローヤリング = クリニックは , 実務家教員が担当している (法曹倫理は弁護士 , 民事実務演習は裁判官 , 刑事実務演習は検察官経験を有する弁護士と裁判官) 。また , 法曹倫理 , 民事実務演習 , 刑事実務演習 A B では , 実例に基づく教材を用いて , 実際の手続に即した授業をし , ローヤリング = クリニックでは , 弁護士教員が , 札幌弁護士会の法律相談センターで法律相談実務の訓練をしている。法情報学・外国法律実務は研究者教員が担当するが , 法情報学では様々な法情報へのアクセス・検索の仕方を教え , 外国法律実務ではアメリカの法曹資格取得のために必要なリサーチの方法と基本的法分野の知識を教える。以上によって , 法律実務に必要な基礎知識を与え基礎能力を涵養している。以上の授業は , 札幌弁護士会法科大学院支援委員会との協力関係の上に実施している。

なお , 学際プログラムのエクスターンシップ (1 単位) , 課外授業の模擬裁判も , 法律実務への導入を図るものである。

(3) 基礎法学・隣接科目として , 学際プログラムの ベーシック群 の 11 科目 , アドバンスト群 の 9 科目 , 計 20 科目を展開している。人間や社会に対する関心を広げ理解を深めるための幅広い科目の展開を確保している。そのために , 法哲学 , 比較法 , 法史学 等の科目は隔年開講となっているが , 2 年間の在学中に履修できるように時間割を工夫している。

(4) 展開・先端科目は , 先端・発展プログラムの 先端ビジネス部門 14 科目 , 生活関

連部門 12 科目， 共通科目 13 科目， 計 39 科目を展開している。それらは，租税法，環境法，情報法などを含み，社会の多様な新しいニーズに応え，応用的先端的な法領域の基礎的な理解を与える。なかでも，知的財産法は，本法科大学院の特色として，5 科目・計 12 単位を展開し，実際に多くの学生が履修している。

(5) 学際プログラムの 20 科目では，基礎法学・政治学，さらには経済学・社会学等の知見を修得しつつ法を複眼的にみる能力を涵養し，先端・発展プログラムの 39 科目では，先端的・応用的な法分野・法律問題につきより専門的な知識を修得させる科目である。いずれも法律基本科目とは異なる内容である。

基準 2 - 1 - 3

基準 2 - 1 - 2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに，学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また，法科大学院の目的に照らして，必修科目，選択必修科目，選択科目等の分類が適切に行われ，学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2 - 1 - 3 に係る状況) 本法科大学院では，法律基本科目として，次のものを展開している。

(1) 公法系科目は，基礎プログラム 6 単位，深化プログラム 6 単位，計 12 単位。
(2) 民事系科目は，基礎プログラム 19 単位，深化プログラム 16 単位，計 35 単位。
(3) 刑事系科目は，基礎プログラム 7 単位，深化プログラム 6 単位，計 13 単位。
以上の科目は選択必修であるが，基礎プログラム 32 単位の中の 28 単位，深化プログラム 28 単位の中の 24 単位の履修を義務づけ，必修に近い選択必修としているので，各系科目の標準単位数の履修は確保されている。また，必修総単位数の 52 単位は標準総単位数 54 単位以下であり，最大履修可能単位数 60 単位は 62 単位 (= 54 + 8) 以下である。

(1) 法律実務基礎科目のうち，法曹倫理 2 単位，基礎的な民事訴訟実務 2 単位，基礎的な刑事訴訟実務 2 単位を次のように必修としている。

ア 法曹倫理 (2 単位 弁護士倫理を中心とする総論) と法曹倫理 (2 単位 法曹倫理の機能と課題の事例問題研究) のいずれかを履修する選択必修である。

イ 民事実務演習 (2 単位) は，実際の民事訴訟手続に即した事実の分析と主張の整理・構築方法を中心に要件事実及び事実認定を教える必修科目である。

ウ 刑事実務演習 A (2 単位 元検察官の弁護士が担当。捜査・公判手続の実務と事実認定を説明)，刑事実務演習 B (2 単位 刑事裁判官が担当。刑事訴訟手続に即した事実認定能力，法的分析能力を涵養) のいずれかを履修する選択必修である。

(2) 法曹倫理，法曹倫理 は，他の科目から独立している。

(3) 法情報調査・法文書作成については，次の科目で指導している。

ア 法情報学 (2 単位) で，法令・判例・学説等の収集，収集した情報の調査・分析を教える。また，外国法律実務 (2 単位) で，アメリカ法のリサーチを指導する。

イ 法文書作成の独立した科目はないが，次の科目で個別に法文書作成を指導している。

ローヤリング・クリニック (内容証明郵便，法律意見書の作成)，民事事例問題研究 (割

賦販売契約書の作成)、刑事実務演習A(起訴状・冒頭陳述書・論告要旨等の起案)、医療訴訟(訴状、準備書面、証拠保全の申立書の起案)。以上のほか、模擬裁判では、判決書・弁論要旨の起案の指導がなされた。

(4) 法曹の技能・責任を修得させるその他の科目

ア 模擬裁判は履修科目ではないが、平成17年度には、刑事実務演習AB・刑事法事例問題研究の課外授業として、法務省法務総合研究所『公判演習教材第1号』を基礎に、刑事模擬裁判を実施した。

イウ ローヤリングとクリニックは、ローヤリング＝クリニック(2単位 選択科目)として展開している。

エ エクスターンシップは、先端・発展プログラム中の選択科目(1単位)として実施し、札幌のほか東京・旭川の弁護士事務所で実施している(平成16年度15名、平成17年度30人)。

公法系の訴訟実務科目はない。専門的訴訟領域実務の科目としては、医療訴訟、企業法務(いずれも弁護士教員担当、2単位、選択科目)がある。

基礎法学・隣接科目は、学際プログラムのベーシック群11科目、アドバンスト群9科目から8単位以上の修得を義務づけている。これらの科目には隔年開講のものがあるが、2年課程学生も2年間で履修できるように時間割を調整している。

展開・先端科目は、先端ビジネス部門14科目、生活関連部門12科目、共通科目13科目を展開し、先端ビジネス部門 生活関連部門のうち各学生が選択する部門から最低10単位以上、全部で15単位以上の履修を義務づけている。

基準2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準2-1-4に係る状況) 講義・演習とも1コマは90分であり、1週に1回ないし2回なされる。

第1学年(3年課程1年目)の授業学期は、春学期・夏学期・秋学期・冬学期の4学期であり、各学期は7週からなる。第2学年・第3学年の授業学期は、前期・後期の2学期制であり、各学期は14週からなる。前期・後期の最後に1～2週間の補講期間を設けているほか、毎週木曜日の4講時・5講時に補講をできるようにしている。以上により、大学設置基準の規定する授業時間を確保している。

なお、未修者コース1年生の民法・刑法の理解を促進するために、基礎プログラムの民法・刑法については、サブ・ゼミとして、実務家教員(非常勤講師)による民事法基礎ゼミ・刑事法基礎ゼミを展開している。民事法基礎ゼミは、平成16年度は年間10回、平成17年度、平成18年度は年間8回開講し、刑事法基礎ゼミは、平成17年度より年間3回開講している(1回は90分)。これらは、民法・刑法の補講と位置づけられ、民事法基礎ゼミの成績は、民法・刑法の成績評価において、シラバス等で示された基準により考慮される(刑事法基礎ゼミは、刑法の成績を決定した後3回実施しているため、その成績を刑法の成績で考慮してい

ない)。

エクスターンシップ(1単位)は、1～2週間の間で実施している。フィールドワーク(1単位)は、科目の性質上、授業時間の規定はないが、教務委員と担当教員2名の合議によるレポート評価において、大学設置基準の規定を考慮している(実際には、フィールドワークのレポートとして、45時間をはるかに超える時間を要したものが提出されている)。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

本法科大学院の教育内容は次の3つの点で優れていると考えている。いずれも、視野の広い多様な法律家の養成を目的としている。

1 札幌弁護士会との恒常的な協力体制を構築し、法律実務基礎科目の内容・実施を準備したことにより、法律実務基礎科目の内容がバランスの取れた、高いレベルのものになっている。さらに、第1学年で展開される法律基本科目（基礎プログラム）においても実務家教員と連携して、民法Ⅰ～Ⅳ、刑法Ⅰ～Ⅱの補助授業として、民事法基礎ゼミ、刑事法基礎ゼミを展開している。この授業では、実務家教員と研究者教員が共同して、授業計画をたて、教材を準備し、学期中もメーリングリスト等により意見を交換して授業を運営している。学生も少人数のグループでITを活用して授業の準備段階から議論するようにしている。さらに夏合宿（1泊2日）等への参加などをも通して、法学未修者が早い段階で実務法曹に接することにより、よりスムーズに法律の考え方を修得すると同時に、法律家の考え方・法曹倫理等を直接に学ぶようにしている。

2 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目で、高度な内容の科目を幅広く提供している。すなわち、基礎法学・隣接科目では20科目展開し、他の法科大学院よりも多い8単位の履修を課している。また、展開・先端科目では39科目を展開し、15単位以上の履修を義務づけている。

3 21世紀COE拠点と連携して、知的財産法について充実した教育を提供している。すなわち、知的財産法では、特許法・著作権法だけでなく不正競争防止法・商標法に及ぶ講義・演習を展開し（計12単位）、演習では、参加している弁護士、弁理士、元裁判官、企業法務経験者などの実務的知見に接するようにさせている。また、COEの成果に基づく教材を編集・活用している。優秀な者には、研究会での発表、COE発行の雑誌「知的財産法政策学研究」への論文掲載を認め、一歩進んだ研究を促している。

(2) 改善を要する点：

3年課程1年目の基礎プログラムの科目（憲法、民法、刑法）の一部では補講をせざるを得ない状況である。1年という短い期間に法学未修者に法学の基礎を理解させることが容易でないためであるが、カリキュラムの見直しと教える内容の絞り込み、教育方法の再検討が課題だと考えている。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3 - 1 授業を行う学生数

基準3 - 1 - 1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3 - 1 - 1に係る状況)法律基本科目である**基礎プログラム**と**深化プログラム**、理論と実務の架橋をなす**法実務基礎プログラム**の科目(法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習)は、進級要件という厳格な学年配当のもとで選択必修ないし必修とされており、また、受講者は法科大学院の学生に限られているため、適切な規模が維持されている。また、法曹としての付加価値を高めることを目標とした**先端・発展プログラム**および**学際プログラム**にあっては、学生の自発性を発揮しうるように、緩やかな選択必修制が採られているので、これも適切な規模で行われている。

基準3 - 1 - 2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3 - 1 - 2に係る状況)本法科大学院の学生定員は1学年(2年次生・3年次生)100名、3年課程の1年次生50名であり、実数は定員を若干前後するにすぎない。したがって、法律基本科目のうち、1年次配当である**基礎プログラム**はもちろん、2クラスに分けて行っている2年次・3年次配当の**深化プログラム**の授業も、80人を超えるものはない。1クラスの学生数の最大は、次の通りである。

クラスは、3年課程2年次生と2年課程1年次生で分けているが、同一時間帯で開講されている他の科目との関係でクラス変更を希望する学生は、学事係備え付けの台帳にクラス変更希望理由とともに登録させ、クラスサイズが50人を標準とすることを考慮して調整を図っている。たとえば、平成18年度の**深化プログラム**の民事法事例問題は、3年課程2年次生(火曜2講目配当)37名中11名が4講目を希望し、2年課程1年次生(火曜4講目配当)57名中2講目を希望したものはゼロであった。そこで、2講目から4講目への移動希望者全員(6名。当初の移動希望者中に撤回した者がいたため)の移動を認め、4講目から2講目への移動可とする申し出があった者から16名を2講目に移した。これにより、2講目47名、4講目47名(プラス、再履修者2名)となった(担当教員が別添資料14の文書を掲示)。しかし、平成18年度第1学期の公法事例問題研究Ⅰ、民事法事例問題研究Ⅴ、商事法事例問題研究Ⅰではうまく調整できず、それぞれ74名と21名の2クラス、58名と29名の2クラス、60名と29名の2クラスとなった。

3 - 2 授業の方法

基準3 - 2 - 1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3 - 2 - 1に係る状況)

(1) 本法科大学院の教育カリキュラムは、基礎プログラム、法実務基礎プログラム、深化プログラム、先端・発展プログラム、学際プログラムから構成されており、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するにふさわしい体系的なカリキュラムを展開し、そのためにふさわしい教材を使用して授業科目の性質に応じた授業方法をとっている。

授業の方法は、一般に学生との対話を盛り込んだ**双方向的・多方向的**なものであるが、各教育プログラムの趣旨・目的に応じて、その双方向性の仕方を工夫している。基礎的知識の習得を目指す**基礎プログラム**にあっては、知識を効率的に教授できる講義方式を中心としつつ、適宜確認の質問等をするなどして双方向性を確保している。この基礎的知識を前提に、さらに法律基本科目に対する理解を深化させる**深化プログラム**では、事例に基づきつつ、学生との問答を通じて授業を展開する対話方式が中核となる。さらに理論と実務の架橋を図る**法実務基礎プログラム**では、基礎プログラムや深化プログラムよりも少人数の演習形式で授業を展開する。また法実務基礎プログラムでも、ローヤリング＝クリニックでは実際の相談者に応対することで実習的な要素も取り込まれている。

授業は教育支援システム(DocuShare)を利用することができ、十分な予習を前提として行われている(DocuShareについては、第7章の7 - 1「学習支援」参照)。特に、3年課程1年次生を対象とする民法基礎ゼミの担当教員メーリングリストによるやりとりは4000通近くに及ぶ。このような緊密な連携と協議に基づいて講義がなされており、教材・参考答案や学生の疑問集などがDocuShareに蓄積されている。

深化プログラムでは、受講者にはあらかじめ事例式の問題と参考裁判例が与えられ、受講者は参考裁判例や教科書等を参照しながら、事例式の問題に対する自分なりの考え方をまとめておく。授業では、まず基本的な事項(たとえば参考裁判例に対する理解の仕方等)について質問を行い、理解の共通化を図った後、事例式問題の検討に進む。ここでも受講者に適宜発表させながら、双方向的に授業を展開することにより、問題発見能力、調査能力、問題解決能力、口頭での表現力を養成している。さらにレポートないし答案を提出させ、これに添削等の文書作成指導(15回の授業で1人につき2～5回)を行うことで、深い理解のみならず、それを的確に表現する表現力を身につけさせている。

クリニック及びエクスターンシップにおいては、ガイダンスを行い、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督を行っている。

エクスターンシップにおいては、教務委員会およびエクスターンシップ担当教員が管轄し、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて、研修学生を適切に指導監督している。単位認定と評価は、研修先からの「エクスターンシップ評価報告書」及び本人の「エクスターンシップ実習報告書」をもとになされている。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取ることはないよう、ガイダンス及び研修先との連絡においてその都度確認している。

(2) 学生にはシラバスを配布し、1年間の授業計画、各授業の目的、内容、成績評価基準等を事前に提示している。また、担当教員は、学生の理解度を把握するため、授業の進行の合間に小テストを実施するなど理解度をきめ細かくチェックし、理解が不十分と確認した部分については、特に丁寧な指導を行うなど、学生が事前事後の学習を効果的に行うための措置がとられている。

(3) 授業担当教員は、授業内容に関する学生の質問等を受けつけるために、オフィスアワーを実施している。また、学生の修学指導を行うため、クラス担任制を導入している(1学年2名)。クラス担任は、定期試験における全学生の成績を掌握し、不可が目立つ学生についてはその原因を調査する。成績不良が改善されない学生に対しては、法律実務専攻長(法科大学院長)が直接指導・注意を行っている。また、学生の学習環境の充実(たとえば法科大学院専用図書室における図書の充実)に努めるべく、学習支援委員を置いて、きめ細かな履修指導態勢をとっている。さらに、平成18年度からは、進級できなかった学生(留年学生)に対して、その就学相談に乗るとともに就学指導など必要な方策を講じる担当教員をつけることとした。

学生には、法科大学院生専用の研究室エリアにおいて、学習のために仕切りつきの固定した席が割り当てられており、24時間、土日の利用も可能となっている。この法科大学院専用自習室は、附属図書館や法令・判例新刊雑誌室に近接しているため、膨大な図書資料や最新法律情報に容易にアクセスすることができる。他方で、ID付与により、学生は電子ロー・ライブラリーを学内外から利用することができる。このように、図書や学習空間においても抜群の環境が用意されている。

集中講義は、授業期間と重ならないように配置し、時間外の学習に必要な時間が確保され、当該科目内容の理解が確保されるようになっている。

なお、平成17年度は、第1学年の希望者を対象に夏合宿(民法基礎ゼミ)を行い、第2学年・第3学年の応募学生が参加し教員2名弁護士3名とともに移動法律相談(函館)を行った。いずれも、法律家のイメージを形成し修学意欲を強固なものとするうえで大きな意味があった。

3 - 3 履修科目登録単位数の上限

基準 3 - 3 - 1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)本法科大学院は、3年課程・2年課程を置き、上記の基準を充たしている。最多の履修登録単位数は、平成16年度の1年生では36単位(50名)、2年生では37単位(15名)であり、平成17年度の1年生では36単位(37名)、2年生では37単位(25名)、3年生では44単位(2名)であった。1年生・2年生で37単位の履修登録をしているのは、エクスターンシップ(1単位)又はフィールドワーク(1単位)のいずれかについてはキャップ制の36単位に参入しないとしているためであり、37単位の履修を登録した者はすべてエクスターンシップ又はフィールドワークを履修して36単位を一単位超えているのである。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 カリキュラムが体系的に構築され、研究者教員と実務家教員が、それぞれの職分を活かした授業を熱心に展開していること、特に、深化プログラムでは、レポートに対する添削返却を組み込んでいる授業が少なくないことは、法律家の養成に大きく資するものといえよう。

2 学生全員に電子ロー・ライブラリーの利用IDが付与され学内外から利用できること、さらに、法科大学院専用の図書室を擁するだけでなく、個席のある専用自習室が、膨大な図書を有する附属図書館や、最新情報にアクセスできる法令・判例新刊雑誌室に近接していることも、優れた学習環境である(ただし、専用自習室の一部が分散し、専用図書室から遠いという問題がある)。

3 留年学生に対して、就学指導を目的とする担当教員をつける制度を導入したことは、適性がありながらも授業にうまくついていけない学生を手厚くバックアップするものである。このような指導を受けて法曹になった者は、後進の指導や法律家としての活動のなかに、自ずと厚みをもたらすものであろうことも期待される。

(2) 改善を要する点：

この2年間、開講当初のクラス分けが未確定な時期において、クラスサイズに偏りができるため講義を進めにくい科目が若干ではあるが存在した。原因は、同一時間帯に開講される他の科目の履修を希望するためである。問題解決のためには、空き教室の確保に努めるとともに、学生の生活時間等を考慮しつつ18時以降開講の可能性を探ることが課題である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4 - 1 成績評価

基準4 - 1 - 1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4 - 1 - 1に係る状況）

（1）本法科大学院の成績評価は、きめ細かな成績評価を可能とするため、5段階（秀・優・良・可・不可）の評価制度を導入している。成績評価の方法として厳格な絶対評価も厳格な相対評価も採用せず、各教員の教育的判断を尊重する方式をとっている。しかし、事前にシラバスの「評価の方法」の項目において学生に周知せしめ、また、次に述べるように、成績評価会議での説明を要求している。

（2）成績評価の公平性・透明性を確保するため、成績評価会議を設けている。この会議に出席するのは、基礎プログラム及び深化プログラム科目の担当者、6名以上履修者のいる科目の担当者、法科大学院長、教務委員である。この会議において、各試験科目の担当者は試験問題・評価基準・評価分布表をそれぞれ報告し、それらについて詳細な検討を行っている。その際、履修者数及び科目の特性に照らしても、なお成績分布が極端である場合には、成績評価会議において法科大学院の教務委員会が担当教員にその理由を求めることになっている。なお成績評価会議においては、学生の全体的な傾向についても意見交換を行っている。成績評価会議の後、法科大学院教員会議で最終の成績判定を行っているので、成績評価の公平性はいっそう確保されていると思われる。

（3）成績評価の結果が個々の学生へ通知された後、成績分布が掲示によって公表される。なお、公表する科目は、基礎プログラム・深化プログラムに属する科目と、20名以上の履修者が受講する科目である。成績分布を公表する目的が成績評価への信頼感の醸成、および学習の動機づけにあることを考えると、全科目について公表することが望ましいとも言えるが、一方で、履修者が少数の授業科目は個人の成績が特定されることが懸念されるため、上記のように限定している。

また、担当教員によっては、優秀答案・優秀レポートを学生の同意を得て、公表している。これにより、各学生は自己の答案・レポートとの対照が可能となり、成績評価への信

頼性が増すとともに、その後の学習の参考となる。さらに、過去の試験問題も公表しており、これにより成績評価の透明性が高まるとともに、学生が当該科目におけるポイントを認識するための手引きとなっている。最後に、答案は事後に参照できるよう、法科大学院として管理している。これは、透明性を確保するための基盤的措置の一つである。

成績評価について説明を希望する学生に対しては、オフィスアワー等を利用して説明を行っている。さらに、単位認定に対する異議申出制度が制度化されている。異議のある学生は成績通知時より2週間以内に、異議申出書を書面をもって提出し、それに対して教務委員会名で書面をもって回答するというシステムをとっている。なお、学生はこの制度を利用する前に、まず担当教員に説明を求めることとしている。

(4) 期末試験の実施にあたり「適切な配慮」が求められるものとして、再試験と追試験がある。本法科大学院では次のような仕組みで制度化している。再試験については、3年課程の学生に提供される基礎プログラムに属する科目についてのみ認め、再試験の追試験は行わない。なお、平成17年度夏学期・秋学期科目再試験成績についてみると、行政法は可1名、民法は可4名、商法は可6名・不可3名、商法は可2名・不可2名、民事訴訟法は可10名・不可3名、刑事訴訟法は可2名・不可1名である。また追試験については、「疾病、忌引き、公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情」から定期試験を受験できなかった場合、教務委員会による審査の後、追試等の措置がありうる。また、その評価は通常の5段階評価である。

基準4 - 1 - 2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準4 - 1 - 2に係る状況) 法学研究科規程第22条に定める入学前の既修得単位の認定については、次のような仕組みを設けている。

本学又は他の大学の大学院を修了又は退学した者(科目等履修生を含む)を対象として、当該大学大学院において修得した単位について、本法科大学院の単位として認定することがある。なお、認定の上限は30単位とし、3年課程入学者のみを対象とする。認定科目および評価は法科大学院教員会議において決定するが、基礎プログラムおよび深化プログラムについて単位認定は行わない(法実務基礎プログラムについては原則として単位認定は行わないが、法情報学および外国法律実務に相当する科目については、単位認定を行うことがある)。その際、修了証明書又は退学証明書、成績証明書、在籍した大学院のシラバス(授業内容が記載されたもの)が提出されねばならず、これらについて教務委員会において指名された審査担当教員が審査を行い、教員会議で審議・決定する。

具体例として、環境科学系の大学院を修了した学生が、「環境科学」、「環境科学」、「環境衛生学」、「環境計画原論」などの既修得単位の認定を求めてきたのに対し、そのうちの「社会環境システム論」(2単位)を先端・発展プログラムに属する「社会環境システム論」(2単位:優)と、同じく「環境アセスメント」(2単位)を先端・発展プログラムに属する「環境アセスメント」(2単位:優)として認定している。その際、審査担当教員

は、法科大学院開講科目にそのまま整合するものがなかったために、学生からヒアリングを行い、さらにレポートの提出を求めている。このような方法によって、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれることなく、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていると考える。

基準 4 - 1 - 3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4 - 1 - 3 に係る状況）本法科大学院では、計画的・効率的な学習を促すため進級要件を設けている。3年課程の場合、2年次進級のためには28単位以上を修得していること、3年次進級のためには56単位以上を修得し、かつ、基礎プログラムを28単位以上修得していることが必要である。2年課程の場合、2年次進級のためには28単位以上を修得していることが必要である。この点については、法学研究科規程第25条が規定するほか、学生便覧において明示されている。加えて、密度の濃い学習を確保するため、各学年ごとに履修できる科目の上限を設けるキャップ制を採用している（原則として36単位、最終学年のみ44単位。キャップ制につき、詳しくは基準3 - 3 - 1参照）。

原級留置の場合に再履修を要する科目については、特段の制限はない。不合格科目以外の科目を履修するか、あるいは不合格科目を履修して、進級要件を満たすことになる。なお、進級できなかった学生（留年学生）には、平成18年度からは、その学習相談に乗るとともに就学指導など必要な方策を講じる担当教員をつけることとした（前掲「基準3 - 2 - 1」（3）参照）。

4 - 2 修了認定及びその要件

基準 4 - 2 - 1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科,専攻又は学生の履修上の区分にあっては,当該標準修業年限)以上在籍し,93単位以上を修得していること。

この場合において,次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から,他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を,30単位を超えない範囲で,当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお,93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては,その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から,当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を,アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で,当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお,当該単位数,その修得に要した期間その他を勘案し,1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下,「法学既修者」という。)に関して,1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し,アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき,それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし,3年未満の在学期間での修了を認める場合には,当該法科大学院において,アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	6 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を,修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2 - 1 - 3参照。)

(基準4 - 2 - 1に係る状況)

(1) 本法科大学院では、3年を標準の修業年限とし、96単位以上の単位修得が要求される(3年課程)。ただし、入学試験または既修者認定試験において法学につき十分な基礎的学力を有すると法科大学院教員会議が認める者(以下、「法学既修者」という)については、上記修了要件単位については30単位を超えない範囲で修得したものとみなし、1年の短縮を認めている(2年課程)。なお、入学前の既修得単位(詳しくは、基準4 - 1 - 2参照)及び他大学院において履修した授業科目について修得した単位の修了要件単位に算入については、それらの単位数の合計が30単位を超えない範囲で本法科大学院において修得すべき単位の一部とみなすことができる。

平成17年度の2年課程43名について見るなら、修了者は41名、留年者2名である(そのうち1名は休学者、残り1名は修得したのが58単位で修了要件単位を満たしていない)。

(2) 法律基本科目に関する基礎的知識を修得する**基礎プログラム**は、3年課程の入学者のために提供される。それは、憲法～、行政法～、民法～、商法～、民事訴訟法～、刑法～、刑事訴訟法～を含む(民法は3単位、憲法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法は1単位、その他はすべて2単位)。以上の科目については、計32単位中14科目以上、28単位が必修である。さらに、法律基本科目に関する基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させる**深化プログラム**が3年課程入学者および2年課程入学者のために提供される。それは、公法事例問題研究～、民事法事例問題研究～、商事法事例問題研究～、刑事法事例問題研究～(すべて2単位)からなり、28単位中24単位が必修である。

基準4 - 2 - 1(2)について検討する。まず「**エ** 法律実務基礎科目6単位」については、本法科大学院で対応するのが**法実務基礎プログラム**であるが、これについては少なくとも6単位を履修することを求めているので問題はない。同じく、「**オ** 基礎法学・隣接科目4単位」に対応するのが**学際プログラム**であり、これについては8単位以上修得することを求めている。つぎに、「**カ** 展開・先端科目12単位」に対応するのが**先端・発展プログラム**であるが、これについては15単位以上を修得することを本法科大学院では求めている。

法学既修者については、**ア**から**ウ**までに定める授業科目について合計18単位以上が求められている。本法科大学院においては、それらに対応する**深化プログラム**について24単位以上を修得することを求めているので、問題はないであろう。なお3年課程入学者については、**ア**が8単位、**イ**が24単位、そして**ウ**が10単位とされており(基準4 - 2 - 1(2))、**基礎プログラム**および**深化プログラム**の履修科目の選択次第では上記要件を満たさない場合が生ずることも理論上はありうる。しかし、学生便覧やガイダンス等で、両プログラムについて「全科目の履修を強く推奨」しているので、問題は今のところ生じていない。

(3) 3年課程にあっては96単位以上の単位修得が求められるが、法律基本科目である**基礎プログラム**および**深化プログラム**は最大限に修得しても60単位であるので、修了要件単位数の3分の1を超える残り36単位以上については法律基本科目以外の科目の単位を修得しなければならない。また、2年課程にあっては66単位以上の単位修得が求められるが、法律基本科目である**深化プログラム**は最大28単位であるので、修了要件単位数の3分

の1を超える残り38単位については法律基本科目以外の科目の単位を修得しなければならない。

4 - 3 法学既修者の認定

基準 4 - 3 - 1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

(基準 4 - 3 - 1 に係る状況) 本法科大学院の選考方法は一般選考(定員 80 名)と特別選考(定員 20 名)から構成されるが、第 1 次選抜は双方に共通している。即ち、大学入試センターが実施した法科大学院適性試験の成績を中心に、学部成績等を加味して、定員の 4 倍程度をめどとして選抜する。つぎに、第一次選抜合格者で 2 年課程への進学を希望する者には法律科目試験を課し、その結果により合格者を決定する。法律科目試験は、憲法、民法、刑法が必須科目であり、4 科目中 2 科目選択の選択科目は、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、そして行政法である。3 年課程のみに合格した場合であっても、翌年 1 月末に実施される法学既修者認定試験に合格すれば、2 年課程への合格を認める(3 年課程と 2 年課程は併願可能である)。この法学既修者認定試験の受験科目も 1 度目の試験と同様である。なお、特別選考合格者は、11 月下旬実施の上記法律科目試験及び翌年 1 月末に実施されるに法学既修者認定試験を受けることができ、その成績により 2 年課程への入学を認める。

適切な方法で法学既修者としての認定が行われているかどうか、最も重要である。本法科大学院では、出題にあたって試験委員が集まり、法律科目の試験問題の内容が難易度・問題量の点において、適切かどうかを、立ち入って検討している。したがって、最近出題された学部試験問題とは異なるものとなるよう配慮することを含め、試験出題における公平性は保たれるとともに、答案用紙には受験番号を記載するにとどまることから、採点の際の匿名性も確保されている。さらに、過去の問題について、ホームページ上で、法律科目試験問題、最高点・最低点、平均点、そして既修者認定試験の結果について見ることができる。また、受験者には入試成績の開示を行っているため、これによって受験者は法律科目試験の点数とランクを知ることができる。最後に、法律科目試験は受験者の出身学部を問うことなく受験が可能であることも付記しておきたい。以上のことにより法科大学院の入学選抜の「公平性、開放性、多様性」は確保されていると考える。なお、本法科大学院は法律科目試験の選択科目について、4 科目のうちから 2 科目を受験者に選択させることとしている。このことにより法律科目試験に含まれない科目についてその単位を修得したものとみなすことができるかどうかは一応問題になるが、必須 3 科目と合わせて考えれば法学の基礎的な学識を有する者であると認めることは可能である。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 受験者からすると、第一次選抜に合格した後、複数の選択肢が設けられていることはメリットである。また、法学既修者の認定等についてホームページ上で受験者にとって有益な情報が適時に公開されており、札幌以外の受験者も情報のうえで不利にならないよう配慮されている点は特筆すべきである。

2 キャップ制等により学生が段階的に法律学を学ぶことができるとともに、北大法学研究科が提供する（法律科目以外についても）多様かつ有益な科目を受講できる。

(2) 改善を要する点：

3年課程における、法律基本科目については、教える内容を厳選するという課題があるが、同時に要修得単位数の見直しを含む検討が必要であるように思われる。

なお、成績分布の公表の拡大（公表科目数の増大）、そして、筆記試験採点の際に学生番号・氏名欄を採点者に見せないための仕組みの導入は、今後の検討課題である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5 - 1 教育内容等の改善措置

基準5 - 1 - 1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5 - 1 - 1に係る状況)

充実したファカルティ・ディベロップメントを行うため、法科大学院にFD委員会を設けている。そして、FD委員会が中心となった具体的な施策として、以下の取り組みを行ってきた。

(1) すべての科目について、学生アンケートによる授業評価を組織的に実施した。FD委員会は、その結果を集約し担当教員及び学生にフィードバックした。

アンケートは、各学期の最後の方の授業において、択一式項目と自由記述式の双方を含んだアンケート用紙を学生に配布して実施した。択一式項目は、授業内容面に關わる質問(シラバスとの整合性、授業の難易度やわかり易さ、授業の準備に必要な作業量、事前指導の適切さ等)と、授業の方法面に關わる質問(授業の速度や教員の熱意、教材の使い方、授業中の討論の活発さ、学生の問題意識を引き出すための工夫の有無等)からなるものにした。

アンケート結果は、民間会社に委託して集計した集計結果については、FD委員会が分析を行い、その結果を各担当教員へ伝えるとともに、法科大学院教員会議において分析結果を報告している。また、当該分析結果は、報告書として法科大学院の学生に対しても公開している。

また、各科目担当教員には自分の授業に関するアンケート原票を閲覧する機会を保障し、また、印字化した集計結果については、自由記述欄も含めて教員相互間での閲覧を可能としている。

さらに、実務家教員を推薦して頂く札幌弁護士会法科大学院支援委員会に対しては、分析結果の報告書を送付するとともに、同支援委員会の正副委員長には、各派遣教員が担当する授業に関するアンケートの結果を、択一式項目及び自由記述欄の記述双方とも送付し、法科大学院での教育に関する協議の基礎的認識にするとともに、次の実務家教員の推薦に際して役立てて頂くことにしている。

(2) 北海道大学大学院法学研究科・法学部全体は学生投書箱を設けて、以前より学生の要望や意見の集約に努めてきたが、法科大学院独自の取り組みとしては、さらに、「学生による授業アンケート」の実施時期に合わせて、法科大学院院生専用の投書用ボックスを設置することにより、アンケートでは書ききれなかった意見や要望、あるいは、個々の科目に関する意見ではなく法科大学院全体の科目編成のあり方や授業方法の方針等に関する意見を集約することとしている。

(3) 教育の内容・方法に関する教員間での経験交流や相互批評に関しては、教員相互の授業参観を可能とすることから取り組みを開始した。平成16年度は、授業参観の受け入れを了解して頂いた教員の授業についてだけ実施したが、平成17年度からは、法科大学院で開講されるすべての科目について、授業参観を受け入れることとした。各教員は、自らが担当する授業の準備や受講学生に対する学習指導に忙殺される毎日を送っているため、現時点では、他の教員の授業参観に実際に参加できる教員数は多くないのが実情ではあるが、授業参観強化週間の設定等の取り組みを通して、教育経験交流の必要性の認識が、徐々に醸成されている。

他方、各学期終了時の単位認定に際しては、すべての科目担当教員が集まり、個々の科目の授業内容や試験評価の基準にまで踏み込んだ議論を行っており(成績評価会議)、これにより、実質的に、授業の内容及び方法に関する相互批評(ピア・レビュー)の役割をある程度果たしている。

(4) 平成18年4月に、本法科大学院の委員会として「カリキュラム見直しワーキング・グループ」を設置した。この2年間にわたる法科大学院教育の経験、「学生による授業アンケート」の集計結果や法科大学院生による投書等を通して寄せられた要望や提言、法科大学院教員会議、教務委員会、成績評価会議その他の諸会議での議論等を参考にしながら、当該ワーキング・グループを中心に、本法科大学院における教育プログラムを改善するための検討を開始したところである。

基準5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準5 - 1 - 2に係る状況)

(1) 北海道大学法学研究科では、従前から、実務家教員に就任予定の実務家については、非常勤講師の形で試行的な教育を行う機会を設ける等により、実務家への教育経験の機会の確保に努めてきた。また、法科大学院開校前の平成15年度には、研究者教員による法学部科目の授業に身近に接して頂くことにより教育の感覚を身につけて頂くために、実務家教員就任予定の実務家のための授業参観を実施した。

法科大学院開校後も、教員相互の授業参観を実施し、特に平成17年度は、法科大学院のすべての科目について教員相互の授業参観を可能としている。

(2) 研究者教員については、実務の流れや実務での問題意識等を学ぶことを目的に、札幌弁護士会との連携のもとで弁護士事務所に受け容れて頂き、一日実務研修を実施している。法科大学院開校前の平成15年度から開始し、平成15年度は5名、平成16年度は4名、平成17年度は1名の研究者教員が研修を受けている。

また、既に法科大学院開校前から行われている札幌弁護士会との法科大学院に関する協議会も、3ヶ月に一回程度のペースで継続的に実施しており、法科大学院教育の実施過程で問題となった様々な課題について共通理解を深めるための議論を行っている。

(3) 本学法科大学院は、その発足前から、法科大学院教育の発展のために開催される全

国的な研修やシンポジウム等の企画に積極的に参加し，本学法科大学院における法学教育の向上を図ることを心がけてきた。平成16年度には14回，平成17年度には9回にわたって，こうした全国的な企画に教員を派遣し，他の法科大学院での教育方法改善の試み等を参考にしてきた。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 平成16年度及び平成17年度におけるファカルティ・ディベロップメント活動は、「学生による授業アンケート」の実施及び「学生からの投書」の促進を通して、法科大学院教育の現状と課題に関する本学法科大学院としての自己認識を図ることを、最優先課題として取り組み、ほぼ目標を達成することができた。

2 研究者教員に実務を意識した教育力を具備させるために弁護士事務所における一日実務研修を実施し、参加人数に不十分な点を残しているが、個々の教員の教育力を一層充実させるための足がかりを得ることができた。

3 実務家教員については、札幌弁護士会法科大学院支援委員会との間で、学生による授業アンケートの結果を連絡したうえ、定期的な協議会での議論を通して、授業内容の改善を図っている。

(2) 改善を要する点：

1 学生による授業アンケートの結果を授業の方法や内容の改善に反映させる取り組みは、個々の教員に委ねられているところが大きい。具体的な改善措置を共有する仕組みを作ることが今後の課題である。例えば、教員相互の授業参観については、各教員が自己の科目の授業準備や受講学生に対する学習指導に忙殺されているため、実際に他の科目を参観する教員は必ずしも多くはないが、相互批評（ピア・レビュー）を実質化する必要がある。

2 「学生による授業アンケート」の分析結果から判明した問題点を整理し、また「学生からの投書」から得られるヒント等も参考にしながら、教育方法のあり方に関して教員相互の活発な意見交換を喚起することにより、本学法科大学院全体として教育する力量を向上させることが課題である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6 - 1 入学者受入

基準 6 - 1 - 1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

（基準 6 - 1 - 1 に係る状況）本法科大学院は，「21 世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野，さらに人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成」を教育理念としている。そして，そのような教育理念にふさわしい学生を選抜するためのアドミッション・ポリシーとして，基礎的な教養と社会に対する広い関心，分析力，思考力及び表現力など，法律家としての適性，継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜することを定めている。また，選抜にあたっては，公平性・多様性・開放性・客観性・透明性を確保するための措置を講じるものとしている

このように，本法科大学院は，教育理念及びアドミッション・ポリシーを明確に定めている。また，アドミッション・ポリシーにおいては，教育理念に沿った具体的な選抜基準を明確に示している。さらに，入学者選抜の基本的な指針として，法科大学院入試の一般的な理念である「公平性，開放性，多様性」に加え，客観性と透明性についても明示している。

入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む）は，法科大学院教員会議の下に設置された入試制度検討委員会及び入学者選抜委員会が，担当している。入試制度検討委員会は，アドミッション・ポリシーに基づいて，入試制度の設計とその改善を教員会議に提案することを任務とする。入学者選抜委員会は，教員会議が決定した入試制度に則り，入学者を選抜し，教員会議に原案を提出することを任務とする。入試業務に関する最終的な決定は，教員会議がすべて行うこととされている。これらの組織により，入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制が整備されている。

本法科大学院の教育理念及びアドミッション・ポリシーは，「平成 18 年度法科大学院学生募集要項（特別選抜）」（略），「平成 18 年度法科大学院学生募集要項（一般選抜）」（略）の冒頭に，明記している。また，同じ内容を本法科大学院のホームページ（「教育理念と特色」及び「入試制度」欄）においても，公表している。さらに，「学生募集要項」及びホームページ（「入試制度」欄）では，入試制度の具体的内容を記述しており，また，志願者等からの質問に対しては，ホームページにおいて迅速かつ詳細な回答を行っている。なお，本法科大学院のホームページは，開校 1 年前の平成 15 年 3 月に立ち上げて以来，月 2 回ペースで改訂作業を行っており（平成 18 年 3 月末までに 88 回改訂），アクセス数も非常に多い。このように，教育理念及びアドミッション・ポリシーを事前に周知するための十分な措置がとられている。

基準6 - 1 - 2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準6 - 1 - 2に係る状況)本法科大学院の入試制度は、概略次の通りである。まず、すべての出願者を対象とする一般選考に加え、社会人または非法学部出身者を対象とする特別選考を設けている。いずれにおいても、適性試験の成績を主に考慮して第1次選抜を行い、その合格者に対して第2次選抜試験を実施して最終合格者を決定する。適性試験の成績を「主に」考慮するというのは、ボーダーゾーンにおいては学部の成績等も考慮するという趣旨である。

(1) 特別選考は、「顕著な社会実績を有する者」(例えば、公認会計士、弁理士、司法書士などの資格を有する者、民間企業・NPO・行政機関等において法務を主な内容とする職務に携わった経験を有する者)で2年以上の社会経験を有するもの、または、「法学以外の分野で顕著な実績を有する者」(例えば、法学以外の分野で修士・博士号を有する者)を対象とする。第2次選抜においては、小論文試験及び面接試験を実施し、総合評価によって最終合格者を決定する。具体的には、入学者選抜委員会の下に面接部会と小論文部会が設置される。面接部会に属する複数の面接班(各3名)が上記の顕著な実績の内容や法曹となる動機等について質疑を行い、それに基づいて面接部会が受験者のランク付けを実施する。他方、小論文部会は小論文の出題及び採点を行う。両部会からの報告に基づき、入学者選抜委員会においては、面接におけるランク付けを基本として合格者を決定するが、小論文において顕著に点数が低かった者は不合格とする。これらの者は法律家としての適性を欠くと考えられるからである。

(2) 一般選考については、2年課程と3年課程で異なった選抜方法がとられている。法学既修者を対象とする2年課程に関しては、適性試験によって第1次選抜を行った上で、合格者に対して法律科目試験を実施し、その成績によって最終合格者を決定する。法律科目試験は、憲法・民法・刑法が必須科目、民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法から2科目が選択科目である。入学者選抜委員会の下に置かれる法律科目試験部会が、出題及び採点を担当する。試験問題は合議によって決定し、採点は複数の委員が担当し、科目ごとの偏差を調整するなど、客観性・公平性を担保する措置が講じられている。他方、法学未修者を対象とする3年課程については、上記小論文部会が作問・採点する小論文試験を実施した上で、適性試験の成績、小論文試験の成績、学修評価を考慮して最終合格者を決定する。具体的には、これらの3つについて枠を設け、それぞれにおいて成績が上位であった者を最終合格とする。総合評価ではなく、このような枠ごとの評価を行うのは、入学者の多様性を確保するためである。ただし、適性試験及び学修評価については、小論文試験の成績が顕著に悪かった場合、上記の理由から不合格とする。

(3) 以上のように、本法科大学院の入試制度においては、適性試験の成績をベースとしつつ、様々な能力や資質を有する学生を受け入れるための工夫が凝らされている(多様性)。それぞれの選抜制度については、選抜基準を明示し、合議によって出題・採点を行うなど、出願者の間で不公平が生じないように配慮している(客観性・公平性・開放性)。加えて、試験終了後、希望者に対して成績開示を実施している(透明性)。入試制度がかなり複雑であることは否めないが、その内容については「学生募集要項」及びホームページ(「入試制度」欄)で明快に説明するとともに、出願者からの質問にもホームページ(「FAQ(よくある質問)」欄)で迅速かつ詳細に回答している(透明性)。なお、特別選考及び一般選考

のいずれについても、札幌と東京の二箇所に試験会場を設け、北海道外の受験者の便宜を図っている（開放性）。

基準 6 - 1 - 3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準 6 - 1 - 3 に係る状況）本法科大学院の入試制度においては、入学資格を有するすべての志願者に対し、公正な機会が等しく確保されている。

第 1 に、自校出身者等に関する優先枠が存在しないことはいうまでもない。

第 2 に、前項で述べたように、客観的で公正な基準に従って入学者選抜が行われており、実質的にも公平性が担保されている。

第 3 に、小論文試験や法律科目試験においては、採点に際して受験者の氏名等を隠す措置が講じられている。

第 4 に、前項で述べたように、札幌のみならず、東京にも試験会場を設けており、受験者数はむしろ東京会場の方が多い。

第 5 に、合格者の内訳から見ても、本学出身者はこれまで 2 割程度にとどまっている。合格者の出身大学を見ても、広く全国から合格者を出しており、非常にバラエティに富んでいる。「合格者の出身大学（4 名以上）」は、入学者の選抜が公正に行われていることを裏付けるものである。

なお、本法科大学院の入学に際しては、寄付等の募集は一切行っていない。

基準 6 - 1 - 4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6 - 1 - 4 に係る状況）本法科大学院においては、上記のように（基準 6 - 1 - 2 参照）、適性試験の成績をベースとして、様々な能力や資質を持った出願者を選抜する入試制度を採用している。

すなわち、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等については、適性試験によって一般的に担保することとしている。

その上で、各選考においては、それぞれ異なった能力や資質に着眼して、多様な学生の受入を図っている。具体的にいえば、特別選考においては、出願者の社会的ないし学問的実績並びに法曹をめざす意欲を重視し、一般選考の 3 年課程においては、適性試験の成績に表れた法曹としての一般的な適性、小論文試験の成績に表れた読解力・分析力・表現力、あるいは学修評価等に現れた素養や忍耐力を重視し、2 年課程においては、法律科目試験の成績に表れた法曹としての適性や忍耐力を重視して、それぞれ選抜を行っている。

なお、小論文試験及び法律科目試験の問題は、すべてホームページにおいて、公表している（各年度の「入試の結果」欄参照）。

基準6 - 1 - 5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6 - 1 - 5に係る状況) 上記のように、本法科大学院の入試制度においては、入学者の多様性を確保することを重視している。

第1に、一般選考と並び、社会経験を有する者及び他学部出身者を対象とする特別選考を設けている。

第2に、一般選考においても、3年課程の入学試験においては法学の知識を要求しておらず、他学部出身者が合格しやすい制度となっている。

第3に、同じく一般選考の3年課程においては、適性試験・小論文試験・学修評価の枠ごとに最終合格者を決定する方法がとられており、平均的に能力があるよりも、むしろ一芸に秀でていることを重視する制度になっている。例えば、学業成績や語学等に秀でている者にとって合格しやすい。

第4に、地元の北海道だけでなく、東京にも試験会場を設けることにより、出身地の多様化にも配慮している。

以上のような入試制度を採用していることの結果として、社会人(本法科大学院においては出願時に2年以上の社会経験を有する者をいう)及び他学部出身者が占める比率は、優に3割を上回っている。もっとも、その比率は減少する傾向にある。また、既に述べたように(基準6 - 1 - 3参照)、出身大学も多岐にわたっている。さらに、合格者の年齢構成も非常に幅広い。

6 - 2 収容定員と在籍者数

基準 6 - 2 - 1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準 6 - 2 - 1 に係る状況) 本法科大学院の在籍者数は別紙様式 2 (略) のとおりであり、恒常的に収容定員を上回る状態にはない。

原級留置者及び休学者は、《資料「原級留置者」》(略)、《資料「休学者」》(略) のとおりである。

基準 6 - 2 - 2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6 - 2 - 2 に係る状況) 年によって入学者数が定員を若干上下しているが、これは入学辞退者数の予想が難しいことによるものであり、入学者数が所定の入学定員と大きく乖離している状態にない。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 多様な能力・資質を持った入学者を確保するため、多彩な選抜方法が採用されている。特に、特別選考を設けることにより、社会人及び非法学部出身者の確保に努めている点は評価に値すると思われる。その成果として、社会人及び非法学部出身者の割合、出身大学、年齢構成などの点において、実際に多様性が見られる。

2 アドミッション・ポリシーや選抜方法について募集要項やホームページ上で明快な説明がなされており、また、出願者等からの質問に対しても迅速かつ詳細に回答している。

(2) 改善を要する点：

該当なし。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7 - 1 学習支援

基準7 - 1 - 1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7 - 1 - 1に係る状況) 本法科大学院においては、新学期開始時に「新入生ガイダンス(オリエンテーション)」を実施している。その際、法科大学院長・研究科長・札幌弁護士会法科大学院支援委員会委員長が、学習上の心構えなどとともに、「大志ある法曹をめざして」という本法科大学院の教育理念と、法曹として期待される人間像について、それぞれの立場から説いている。また、新入生ガイダンスでは、本法科大学院に一日も早く馴染んでもらうために、教務上・生活上のガイダンスや各科目担当教員による科目ガイダンスを実施するとともに、教員・事務職員および学生全員の自己紹介を行っている。

学習支援については、未修・既修を問わず、入学前の学生全員に対して、合格発表直後と入学手続終了後の2回にわたり、入学前の学習指導として、推薦図書のご案内、課題の提示などの学習指導を行っている。

新入生ガイダンスにおいては、科目担当教員による科目ガイダンスを行い、とくに未修者に対する学習指導について配慮している。また、本法科大学院では、クラス担任制を設け、クラス担任教員が学生の生活全般にわたる相談を受け付けることとし、加えて、教務委員、学生委員、学生支援委員などの委員によるきめ細かい学習支援体制を整えるとともに、各科目の教員全員がオフィスアワーを設定し、学生の質問・相談に応じている。

法学未修者については、とくに法律基本科目(1年目科目)担当教員によるオフィスアワーの際の学習指導が効果的であり、学生もオフィスアワーをよく利用している。また、民事法基礎ゼミ、刑事法基礎ゼミでは、実務家教員が中心となって懇親会や合宿を開催し、学習の方法を懇切に指導している。

実務基礎プログラム・エクスターンシップの履修を促しており、実務基礎プログラムの科目は必修に近い選択科目であることもあって、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎は、ほとんどの学生が履修している。また、エクスターンシップの履修者は増加している(平成16年度14名、平成17年度31名、平成18年度50名(申請者数))。ローヤリング＝クリニックの履修者は多くないが(平成16年度11名、平成17年度12名、平成18年度14名)、その原因は、実務基礎プログラムの必修単位数を、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎で修得し、他方で、先端・発展プログラム、学際プログラムの必修単位数があるためだと思われる。履修指導が、今後の課題である。なお、実務家教員によるオフィスアワーでの熱心な学習指導は、勉学態度に大きく影響している。

オフィスアワーでは、授業の中だけでは尽くせない質問を受け付け、具体的な法曹の日常についての情報を得るなど、実質的に進路指導の役割も果たしている。

基準 7 - 1 - 2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7 - 1 - 2 に係る状況) 法科大学院学生の学習生活上の便宜をはかり、教員と学生との一層のコミュニケーション強化を図るため、前述のように教員全員が、少なくとも週に1コマのオフィスアワーを設定し、学生の質問・相談に応じることとしている。オフィスアワーの時間帯を学生に周知するため、毎学期の初めに、全教員のオフィスアワー一覧表を掲示している。

学生に対する学習相談・助言を行うための特別の施設は整備されておらず、教員の各自の研究室で相談・助言を行っている。

さらに、学習環境を一層充実させるための支援策として、全学的な制度として学生相談室があるほか、法学研究科・法学部に独自の制度として、学生支援相談室(3名の学生委員=教員で構成)が、広く学生の意見・要望を聞き入れている。後者では、相談受付窓口として、「学生投書箱」および電子メールによる「学生相談メール」窓口を用意しており、法学研究科・法学部の学生から、様々な意見・要望を受け付けている。

学生投書箱は、担当の学生委員が毎週1回投書の有無をチェックし、投書の内容に応じて、関係する部署・担当者との協議のうえ、問題解決に向けた対応策を講じ、その結果について、投書者のプライバシーに配慮しつつ、投書への「回答」という形で公示している。学生相談メールは随時受け付け、担当の学生委員が、学生投書箱と同様、案件を各担当者と協議の上、問題解決・回答に努めている。

投書内容は多岐にわたり、施設設備の改善要求や授業の進め方への要望、教員・事務職員への要望事項なども含まれる。法科大学院関係の投書としては、学生自習室やLAN環境の整備、教材配布の効率化など、施設・学習環境面への要望が多かった。以上の事務のために、学生委員を設置している。

基準 7 - 1 - 3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 1 - 3 に係る状況) 本法科大学院では、学生の学習と教員の教育活動を支援するために、「法科大学院支援室」、「教材センター」と「法科大学院支援専門員」を設けている。

法科大学院支援室では、法学・政治学専攻の、公法資料室・民事法資料室・刑事法社会法資料室の3名の補助助手等が、各種の事務連絡や教材作成を支援している(法科大学院支援員を兼務)。このほか、法令・判例新刊雑誌室の補助助手(1名)が、法科大学院支援員を兼務して、法科大学院生の学習を支援している。

また、本法科大学院では、LANネットワーク上に専用の学習支援システム「学習支援情報共有システム(DocuShare)」を立ち上げているが、法科大学院支援室はその管理運営も担当している。このシステムでは、教員が授業を進める補助システムとして、ホームページ上に課題や授業での発表レジュメを掲示したり、学習上必要と思われる文書ファイルや関連リンクをアップロードしたり、さらには、学生が提出したレポートに講評を付し

て掲示するなど、教員と学生の創意と工夫によって、多様な使用方法を試みているが、情報教育に詳しい教員をこのシステムの管理運営の責任者とともに、法科大学院支援室が日常の運用を支援している。

教材センターでは、専任の人員(3名。ただし、曜日による交代制を採用しているので、実質は1名)を配置し、教員および法科大学院支援室員からの教材原稿の受付、教材印刷、学生への配布業務を担当している。

このほか、法科大学院学生自習室でのネットワークトラブルや設備上の問題を解決するため、専門知識をもつ事務職員が情報システム運用室に配置されている。

また、法科大学院支援専門員(1名)は、院長、諸委員会の業務を補助するほか、学習支援のうち、法科大学院全体にかかわるものを担当している。

7 - 2 生活支援等

基準 7 - 2 - 1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 2 - 1 に係る状況) 法科大学院学生の生活を経済的に支援する制度として、学生に、日本学生支援機構奨学金の活用を促している。本制度は、入学試験および入学後の学業成績優秀者に対して、その人数枠の範囲内で、奨学金を貸与・支給することとしている。

このほか、本学全体の制度として従来から授業料免除・徴収猶予、入学料免除・徴収猶予等の制度があるが、法科大学院をはじめとする専門職大学院の開設に伴い、従来の制度を拡充させ、入試成績の上位者について、入学料と初年度の授業料を免除する制度(成績優秀者特別免除制度)を設け、パンフレットや入試説明会等でもこの点の情報提供を行っている。

以上の業務を担当するものとして、学生支援委員を設置している。

学生の生活上の諸問題については、クラス担任、学生委員などが、オフィスアワーなどを利用して個別の相談に応じることとしているが、各種ハラスメントやメンタルヘルス上の問題については、全学的な取り組みを行っている。

セクシャル・ハラスメントに対しては、全学の各部局内に教員であるセクシャル・ハラスメント相談員を配置するとともに、学外の専門のカウンセラーに相談できる体制を整えている。また、メンタルな問題については、保健管理センターが、専門のカウンセラーを配置しており、週5日の相談体制を組んでいる。法科大学院新入生については、新入生オリエンテーションの際に、カウンセリング相談についての案内パンフレット「心の健康を保つために」を配布している。

7 - 3 障害のある学生に対する支援

基準 7 - 3 - 1

身体に障害のある者に対しても，受験の機会を確保するとともに，身体に障害のある学生について，施設及び設備の充実を含めて，学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

（基準 7 - 3 - 1 に係る状況）本法科大学院も，身体に障害のある者に対する学習機会の提供を当然のこととして，学習環境の整備に取り組んでいる。設備面では，全学的な取り組みとして，新規の建物については設計段階から障害者用設備を組み込んでいることは当然として，旧来の建物施設についても，漸次，スロープ，階段手すり，エレベーターなどの施設整備に努めている。

本法科大学院には，現在，障害のある学生は入学していないことから，ソフト面での具体的な特別措置や対応事例はないが，対象となる学生が入学した際には，必要に応じた措置，対応策を講じる予定である。

7 - 4 職業支援（キャリア支援）

基準 7 - 4 - 1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7 - 4 - 1 に係る状況）進路指導については、全学的組織として「キャリアセンター」が設けられている。キャリアセンターは、民間企業の就職情報や各種国家試験の受験情報を提供し、企業説明会を開催するとともに、個別の就職相談に応じたり、授業の一環でもあるインターンシップを運営したりして、学生の就職活動をバックアップしている。

法科大学院学生の進路指導の一環として、毎年、実務家や法学研究者などによる学生向け講演会を企画実施している。平成 17 年度には、3 回の講演会を開催したが、それぞれ現役の裁判官、検察官、弁護士が、本法科大学院学生に対して熱く語りかけた。講演での話題は、日常の業務内容や現在抱えている業務の課題、将来のあるべき法曹像など、多岐にわたったが、学生にとっては、自らの志望を確認・強化するうえで、大きな刺激となっている。

また、個別の常勤・非常勤の実務家教員による、日常的で懇切かつ熱心な学習指導も功を奏している。学生にとっては、実務家教員との型にはまらない和やかな会話を通して、自ら希望する法曹の具体的な業務内容やそれを取りまく人的関係等に関する有益な情報を得る機会となっている。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 学生支援における本法科大学院の優れた点としては、何よりも、法科大学院学生全員に固定席が確保されていることがあげられよう。学生は、24時間利用可能な学生自習室内に、それぞれ机・椅子・書架・ロッカーを割り当てられ、落ち着いた環境で勉学に励んでいる。法科大学院図書室も24時間利用可能であり、学生は、何時でも図書教材にアクセスすることができる。

2 学生と教員とのコミュニケーションも良好である。オフィスアワーやクラス担任制さらには学生投書箱などが上手く機能しており、学生の学習指導や意見・要望の組み入れには、きめ細かく対応している。また、毎年新学期の早い時期に、新入生歓迎の意味を込めて、すべての教員と学生が集まる懇親会を開催するとともに、各学年や科目別の懇親会や情報交換の機会を設定するなどの配慮をしている。

3 日本学生支援機構奨学金、本学全体の授業料・入学金の免除・徴収猶予制度について情報を提供するほか、入試成績上位者に対する入学料・初年度授業料免除制度を設けて、学生の経済的支援を図っている。

(2) 改善を要する点：

1 学生に共通の空間を確保するために、分散している学生自習室を集中させ、学生が自由に談話・議論できる談話室などを設置することが、今後の課題である。この点は、予算的な面や本学法学研究科の他専攻や法学部さらには他学部との調整を必要とする事情もあり、問題解消には困難が伴うが、平成18年度に法学研究科・法学部棟建物の耐震補強のための大型改修が予定されており、その際に、学生談話室などの共通スペースを確保するべく計画しているところである。

2 職業支援については、全学的な組織として「キャリアセンター」という就職指導体制が用意されているが、必ずしも法科大学院学生のニーズに合致していない。現在は、進路・就職の相談を受けた個々の教員が個別に対応しているが、今後、法科大学院修了者の進路選択が広がるにつれて、それぞれの進路に適した情報等を提供できる体制を整えることが課題になっている(修了者のメーリングリストの作成・管理、就職情報のための掲示板の設置など)。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8 - 1 教員の資格と評価

基準 8 - 1 - 1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準 8 - 1 - 1 に係る状況) 1 学年の学生定員が 100 人である本法科大学院においては、20 人の専任教員を必要とするところであるが、27 人(うち、みなし専任 3 人)の専任教員を擁している。専任教員 27 人の中、9 人は兼専教員であるが、専任教員のほか、29 人の兼任及び兼任教員が本法科大学院の教育を担当している。

基準 8 - 1 - 2

基準 8 - 1 - 1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8 - 1 - 2 に係る状況) 本法科大学院は、27 人の専任教員を擁しているが、各教員の教育上又は研究上の業績等を記した自己点検としては、北海道大学大学院法学研究科・法学部 [自己点検・評価報告書] 及び『評価資料集』(平成 15 年 3 月)として公表している。

また学外での公的活動ないし社会貢献については、同報告書及び資料集のほか、<http://www.hokudai.ac.jp/bureau/tenken/index.html> (自己点検評価の項目のうち、各年度の「教育、管理運営、社会貢献活動一覧」の項目) においても公表している。教員の業績等は、研究業績データベースで開示している (<http://crab.hucc.hokudai.ac.jp:8080/keng/usermenu.shtml>) 。

なお、27 人の専任教員のうち、9 人については、兼専教員として法学政治学専攻修士課程学生の指導教員となっているが、その他の専任教員は、修士課程学生の指導教員とはなっていない。ただし、そのような教員にあっても、博士課程学生の指導教員になっている例がある。

基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況) 本法科大学院では、法科大学院における教育研究の質を確保するため、「法科大学院教員選考に関する申し合わせ」を設け、これに則した選考を行っている。

8 - 2 専任教員の配置と構成

基準 8 - 2 - 1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8 - 2 - 1に係る状況）既に述べた通り、本法科大学院は1学年の学生定員が100人であるため、必要とされる専任教員数は20人であるが（専門職大学院に関し必要な事項について定める件〔文部省告示第53号〕第1条参照）、それを超える27人（うち、みなし専任3名）の専任教員を配置している。

また27名中、教授が26名である。

専任教員のうち、法律基本科目を担当する研究者教員は、憲法3名、行政法2名、民法5名、商法2名、民事訴訟法1名、刑法2名、刑事訴訟法1名であり、かつ、民事訴訟法及び刑事訴訟法については、それぞれ1名ずつの実務家専任教員（専ら実務的側面を担当する教員ではない）を当てている。

法律基本科目に関するこの充実した陣容は、入学定員が100人である本法科大学院においてはもとより、入学定員が200人の法科大学院にあってさえ、法律基本科目に関する限り、その基準を満たすほどである。

法律基本科目のほか、法律実務基礎科目や展開・先端科目にも適宜専任教員を配している。その概要は以下の通りである。

民事実務演習、刑事実務演習A：実務家専任教員1人、実務家みなし専任教員1人

ローヤリング＝クリニックAB：実務家みなし専任教員1人

法曹倫理：実務家みなし専任教員1人

知的財産法、経済法、労働法、社会保障法等：研究者専任教員5人

以上のうち、は法律実務基礎科目に相当し、は展開・先端科目に当たるものである。

基準 8 - 2 - 2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準8 - 2 - 2に係る状況）法律基本科目や法律実務基礎科目はもとより、展開・先端科目についても5人の専任教員を配している。他方、基礎法学・隣接科目については、本法科大学院の母体をなす本研究科が本法科大学院のほかに法学政治学専攻を抱え、また公共政策大学院の主体ともなっている関係上、専任教員を配するには至っていないが、この科目群においても多くの授業科目を開講すると同時に、8単位を選択必修とするなど、

この分野の教育に力を注いでいる。

専任教員の年齢構成については、30代1人、40代6人、50代18人、60代2人というように、40代、50代を中心としており、バランスの取れた陣容を誇っている。

8 - 3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8 - 3 - 1

基準 8 - 2 - 1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8 - 3 - 1 に係る状況) 1 学年 100 人を入学定員とする本法科大学院においては、必要とされる専任教員数は 20 人であるから、その 2 割、すなわち、4 人以上の実務家教員を要することとなる。そして、本法科大学院には 6 人(専任 3 人、みなし専任 3 人)の実務家教員が所属し、この基準は満たされている。

また下記の通り、そのいずれもが法曹資格取得後、10 年以上の実務経験を有している。

実務家教員のうち、裁判官は民事実務演習を、検察官経験者は刑事実務演習 A を担当している。またそれ以外の 4 人の弁護士教員も実務経験と関連のある科目を担当している。

みなし専任教員 3 人(実務家)は、北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規により、法科大学院教員会議の正規のメンバーとされ、法科大学院の組織の運営に参画している。

また、みなし専任教員のうちの 2 人については、6 単位以上の授業科目を担当している。さらに他の 1 人(ローヤリング=クリニック担当)についても、履修者数に応じて、6 単位の授業科目を担当する予定である。

基準 8 - 3 - 2

基準 8 - 3 - 1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8 - 3 - 2 に係る状況) 前述の通り、実務家教員 6 人のいずれもが、法曹資格取得後、10 年以上、法曹としての実務に携わっている者である。

8 - 4 専任教員の担当科目の比率

基準 8 - 4 - 1

各法科大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準 8 - 4 - 1 に係る状況) 本法科大学院では、基礎プログラム及び深化プログラムが法律基本科目に相当し、前者は 32 単位中 28 単位の選択必修であり、後者は 28 単位中 24 単位の選択必修である。そして、これらのすべての科目を専任教員が担当している。

次に法律実務基礎科目 (= 法実務基礎プログラム) のうち、民事実務演習は必修、刑事実務演習は A B の 2 科目からの選択必修、法曹倫理は からの選択必修であるが、刑事実務演習 B 以外の科目は、すべて専任教員が担当している。

このほか、展開・先端科目 (= 先端・発展プログラム) のなかでも、本法科大学院が特に力を入れている知的財産法・経済法については、9 科目中 8 科目において専任教員が担当している。

8 - 5 教員の教育研究環境

基準 8 - 5 - 1

法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8 - 5 - 1 に係る状況) 各専任教員の授業負担は、学部等における負担も含め、いずれも年間 20 単位以下に収められており、12 単位から 16 単位であることが多い。ただし、法科大学院教育の負担は、従前の学部教育に比べて一層重く、特に深化プログラムについては、その負担が重いことを考慮して、2 単位科目を教員の授業負担数の計算上 3 単位科目として扱う学部内措置を採っている。

基準 8 - 5 - 2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8 - 5 - 2 に係る状況) 研究科として、「『研究期間制度』に関する申し合わせ事項」という定めを設けている。ただし、ここでいう研究期間制度においては、年間 4 単位程度の授業負担を負うものとされている。

なお、法科大学院開設以前は、概ね 5 年ないし 6 年に 1 回程度、この研究期間を取得できたが、法科大学院における授業負担、さらに研究プロジェクト遂行との関係から、担当科目によっては、このような頻度での研究期間取得が難しくなるものと予想される。

基準 8 - 5 - 3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8 - 5 - 3 に係る状況) 大学院生(法学政治学専攻を含む)の教務については、学部学生の教務とは別に、学事係という専門部署(事務員 3 名、臨時職員 1 名の合計 4 名)が設けられている。

法科大学院の支援業務一般等は、法科大学院支援専門員(1 名)が担当する。このほか、特に実務家教員や非常勤講師に対する十分な対応がとれないため、この面では、他の業務を主たる業務とする 3 つの法科大学院支援室(公法資料室、民事法資料室、刑事法・社会法資料室が兼務する。各室に 1 名の補助助手等が配置されている)に、適宜、支援をお願いしている。このほか、法令・判例新刊雑誌が配架された法令・判例新刊雑誌室にも専門的な職員(2 名)が置かれ、その中の 1 名は、法科大学院支援員を兼務している。

教材等を作成・配布するため、教材センターを設け、常時 1 名の職員を配置するとともに、繁忙期には、さらに臨時職員(2 名)を置き、教材作成の任に当たらせている(合計 3 名。ただし、曜日による交代制を採用しているため、実質は 1 名)。

法科大学院教員会議開催の準備等は、事務部の専門職員(1 名)が担当している(た

だし、公共政策大学院の業務を兼務している)。

教材作成や教育に関連する資料収集、教育ツール(IT)の維持・管理、さらに入試業務、FD、教務事項の整理・分析と、法科大学院教育をめぐる負担は予想以上であり、したがって、教員に十分な教育研究環境が与えられているとは言い難い。これら業務を補助する法科大学院支援員がさらに必要であるが、予算上の制約から、実現できていない。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

法律基本科目については、バランスも含め、充実した専任教員陣を整えている。実務家教員が担当する授業科目についても、同様である。必修系の授業科目については、そのほぼすべてを専任教員が担当しており、法科大学院における教育について責任ある態勢を採っている。

(2) 改善を要する点：

法科大学院の教育負担（授業及び管理運営上の各種の負担）が相当なものであるため、教員の研究時間の確保が課題となっている。法科大学院における教育水準を維持向上させるためには、研究時間等の確保が重要である。法科大学院生に対する教育自体は教員しかできないが、授業の実施等を支援する業務（教材作成，教育に関連する資料収集，教育ツールの維持・管理，入試業務，FD関連業務，教務事項の整理・分析等の業務）には、教員でなくても担当可能なものがある。財政的な措置をもって、これらの業務について十分な教育支援態勢を作ることにより、教育研究環境の悪化に歯止めをかけると同時に、法科大学院生に対するより丁寧できめ細かな指導を確保することが、今後の課題である。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9 - 1 管理運営の独自性

基準9 - 1 - 1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9 - 1 - 1に係る状況)

(1) 本法科大学院には、「運営に関する重要事項を審議する会議」として、法科大学院教員会議が設置されている。法科大学院教員会議は、専任の法科大学院教員によって構成されている。本法科大学院は、その教育活動を適切に実施するために独自の仕組みを有していると考えられる。

(2) 本法科大学院には、専任の長である法科大学院長が置かれている。

(3) 本法科大学院教員会議は、法科大学院の教育課程・教育方法・成績評価・修了認定・入学者選抜方法・教員人事その他の重要事項について審議する。

法科大学院専任教員とみなされる者(平成15年度文部科学省告示第53号第2条第2項参照)は、法学研究科教授会及び法科大学院教員会議の構成員として、その審議運営に参加している。

基準9 - 1 - 2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準9 - 1 - 2に係る状況)

(1) 本法科大学院の管理運営を行うための事務は、法学研究科・法学部の事務組織が担当する。法科大学院を含む大学院法学研究科の教務等に関する事務は、法学研究科の学事係(4名)が担当する。このほか、法科大学院の運営に関する庶務を担当(公共政策大学院と兼務)する専門職員(1名)が配置されている。

(2) 法科大学院長及び法科大学院の諸種の委員会に係る支援業務一般等は、法科大学院支援専門員(1名)が担当する。

法科大学院の授業の実施等に関する支援業務は、法科大学院支援室(公法資料室、民法資料室、刑事法・社会法資料室、法令・判例新刊雑誌室が兼ねる)に配置されている支援員が担当する(4名の補助助手等が兼務している)。教材の作成・印刷等の作業は、教材センター(121号室)に配置されている職員(3名。ただし、曜日による交代制を採用しているので、実質は1名)が担当している。

(3) 本法科大学院の管理運営を行うための事務を担当する職員、法科大学院の授業の実施等に関する支援業務を担当する職員の能力向上については、法科大学院独自の研修等を行っていない。しかし、各職員は、北海道大学全体について実施されている研修に参加しており、これによって職員の能力向上は達成されているものと考えられる。

基準 9 - 1 - 3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9 - 1 - 3 に係る状況)

(1) 法科大学院における教育活動等を実施するために必要な予算は、法学研究科全体の予算に組み込まれて、その決定がなされている。ただし、法科大学院の図書予算については、その重要性を考慮して、法学研究科教授会の定めた予算の範囲内で、法科大学院教員会議において、その決定がなされている。

(2) 法科大学院の開設に際して、全学の予算から、特別の予算措置(平成15年～17年の3年間)がなされた。しかし、運営費交付金による経常経費は従来からの基準によっているため、法科大学院の教育遂行にとっては、極めて不十分なものとなっている。たしかに、法科大学院生1人当たりの教育経費相当額積算基礎額は文系博士と同じ14.6万円とされているが、理系修士18.8万円、理系博士26.8万円よりも少ない。しかし、法科大学院における教育活動のためには、多くの費用を要する。

法学研究科全体の予算決定に際しては、法科大学院においてなされている教育活動等について、特別の配慮がなされている。しかし、全学的な方針の下では、現段階では、直ちに対応することは難しい状況にある。法科大学院において生じる収入を、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用できるような仕組みについては、今後の課題である。

(3) 法学研究科全体の予算は、北海道大学の予算の一部として、その決定がなされており、法学研究科の予算の決定に際しては、当該予算が法科大学院の運営に係る予算であることについて、種々の要望を述べる機会があるが、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する機会は、制度として設けられてはいない。

9 - 2 自己点検及び評価

基準 9 - 2 - 1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9 - 2 - 1 に係る状況) 本法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検・評価については、FD委員会において検討を行いながら教育内容や教育方法等の改善に資するよう、教員相互の授業参観、投書箱の設置、学生によるアンケートを実施しており、その結果については、FD委員会で検討し教員各自にフィードバックし授業の進め方等の改善に役立ててもらうとともに、授業アンケート結果は報告書(法科大学院図書室及び学事係窓口に配備)にまとめ、法科大学院生にも閲覧による方法で公開している。

なお、これまでは法学研究科・法学部全体の自己点検・評価について、北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価内規に基づき、自己点検及び評価を実施し、その結果は、法科大学院設置前の平成 15 年 3 月に、「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」として、公表しており、法科大学院の自己点検・評価についてもこれを参考に実施することを考えている。

基準 9 - 2 - 2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 2 に係る状況)

(1) 法学研究科・法学部全体の自己点検・評価については、「北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価委員会」が担当する。同委員会は、研究科長等によって構成されている。点検及び評価の項目は、この委員会が定めるところによる。

(2) 本法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検・評価として、授業アンケートの実施、学生投書箱の設置、教員相互による授業参観の実施があり、これら企画実施は、本法科大学院のFD委員会が担当している(本評価書第5章「教育内容等の改善措置」参照)。

基準 9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9 - 2 - 3 に係る状況)

(1) 平成 15 年 3 月に公表した「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」については、法学研究科教員に配布し、その内容を周知させている。法学研究科の教育改善に必要があるときには、研究科長は、その改善に努め、さらにその改善策を関連する委員会に付託することができるものとし、その活用を努めている。本法科大学院に

についても、本点検評価内規に基づいて自己評価及び点検を実施する際には、この体制を前提として、その実施がなされることになる。

(2) 授業アンケートの実施結果については、FD委員会による集計分析を経た上で、教員への個別の通知及び法科大学院教員会議への報告がなされている。同委員会の分析結果は、報告書として、学生に公開されている(本評価書第5章「教育内容等の改善措置」参照)。

基準 9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9 - 2 - 4 に係る状況)

(1) 法学研究科全体の自己点検及び評価の結果については、外部評価を受けることとし、平成15年3月に公表した「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」については、法律実務に携わる者・法律学教育に高い識見を有する者による外部評価を受けている。

(2) 法科大学院の授業アンケートの結果については、FD委員会による集計分析を経て、各教員への通知・教員会議への報告、最終的には学生への公表という手続きがなされている。この手続き全体を遵守することによって、授業アンケートの側面においては、本法科大学院の教員以外の者による検証に代わる、実際上の効果がもたらされていると考える(本評価書第5章「教育内容等の改善措置」参照)。

9 - 3 情報の公表

基準 9 - 3 - 1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 9 - 3 - 1 に係る状況) 本法科大学院における教育活動等の状況については、毎年度、法科大学院案内「大志ある法曹を目指して」を刊行し、かつ、北大法科大学院のホームページ (<http://www.juris.hokudai.ac.jp/lawschool/>) を開設して、積極的に情報の提供を行っている。本法科大学院の志願者に、入学試験に関連する情報を提供するため、毎年度、「法科大学院学生募集要項」を刊行している。このほかに、札幌(年2回)及び東京(年1回)において、入試説明会を開催している。

基準 9 - 3 - 2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9 - 3 - 2 に係る状況) 本法科大学院は、毎年度、本法科大学院の志願者のために、北大法科大学院案内「大志ある法曹を目指して」を刊行し、北大法科大学院のホームページ (<http://www.juris.hokudai.ac.jp/lawschool/>) を開設している。このホームページについては、本年4月末日までの間、約90回の改訂がなされている。このほか、本法科大学院の志願者に、入学試験に関連する情報を提供するため、「法科大学院学生募集要項」を刊行して、情報提供に努めている。

上記の文書等に掲載されている情報は、(1)設置者、(2)教育上の基本組織、(3)教員組織、(4)収容定員、(5)入学者選抜、(6)標準修了年限、(7)教育課程及び教育方法、(8)成績評価及び課程の修了、(9)学費及び奨学金等の学生支援制度に関する情報を含んでおり、したがって、上記の文書等は、実質上は「本法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書」に代わる機能を果たしているものとする。

9 - 4 情報の保管

基準 9 - 4 - 1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9 - 4 - 1 に係る状況)

(1) 本法科大学院における教育活動等に関する重要事項を記載した文書に代わる機能を果たしている、北大法科大学院案内「大志ある法曹を目指して」、法科大学院のホームページ及び「法科大学院学生募集要項」は、本法科大学院の教育活動等に関する最新の状況に基づいて、改訂が繰り返し行われている。

「基準 9 - 3 - 2 に係る状況」に指摘した(1)～(9)に関する情報、及び(10)「修了者の進路状況及び活動状況」に関する情報については、随時、法学研究科の事務部である庶務係及び学事係が収集・保管している。

(2) 本法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検・評価として、授業アンケートの実施、学生投書箱の設置、教員相互による授業参観の実施があり、その実施の企画は本法科大学院の FD 委員会が担当している。FD 委員会は、授業アンケートの実施結果を調査分析した後に、教員への個別の通知及び法科大学院教員会議への報告を行っており、同委員会の分析結果は、報告書として、学生に公開されている。以上の集計分析した資料、通知・報告に関する文書、及び報告書は、前記の職責を負う FD 委員会が、収集・保管している。

(3) 「国立大学法人北海道大学法人文書管理規定第7条第1項及び別表(第7条関係)」(平成16年4月1日海大達第47号)は、「管理運営関係文書」ないし「教務関係文書」の保存期間を5年としている。上記(1)及び(2)の評価の基礎となる情報が、これらの文書に該当する限りでは、その保管期間は5年となる。

(4) 上記(1)の評価の基礎となる情報は、法学研究科の事務部である庶務係及び学事係が保管し、上記(2)の評価の基礎となる情報は、法科大学院の FD 委員会が保管する。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 本法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい、独自の管理運営の組織、管理運営を行うために適切な事務体制を有している。

2 法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検・評価として、授業アンケートの実施、学生投書箱の設置、教員相互による授業参観がなされており、とりわけ、授業アンケートの実施・分析結果の学生への公表等は、自己点検・評価の結果を法科大学院教育に反映させる試みとして、注目すべき点である。

3 本法科大学院における教育活動等については、法科大学院案内、ウェブサイト及び入試募集要項等によって、積極的に情報を提供している。

(2) 改善を要する点：

1 法科大学院の教育目的を達成するためには、エクスターンシップ、ローヤリング＝クリニック等の臨床法教育を中心に多大な経常費が必要であり、予算面での長期的・計画的な措置が必要である。この必要な経常経費のために、従来の法学研究科の経費を節約すると同時に、法科大学院の教育の特質、及び法科大学院生の学費が他の大学院生よりも高いことを配慮した、運営費交付金の配分制度を確立することが課題である。

2 自己点検・評価については、授業アンケートの実施、学生投書箱の設置、教員相互による授業参観等の実績を基礎にして、教育内容、教育方法、成績評価、ファカルティ・ディベロップメント等の課題ごとに、点検・評価のシステムを構築することが課題である。

第10章 施設，設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10 - 1 施設の整備

基準 10 - 1 - 1

法科大学院には，その規模に応じ，教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類，規模，質及び数の教室，演習室，実習室，自習室，図書館，教員室，事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は，当面の教育計画に対応するとともに，その後の発展の可能性にも配慮されていること。

（基準 10 - 1 - 1 に係る状況）

（1）基礎プログラム，法実務基礎プログラム及び深化プログラムの授業には，人文・社会科学総合教育研究棟の法学研究科が専用する講義室・演習室（W101，W203，W204，W302，W401～403），及び文系共同講義棟の法学研究科が専用する講義室（5番教室，9番教室）を使用している。その他の科目（先端・発展プログラム，学際プログラム）の授業には，法学研究科が専用する講義室（人文・社会科学総合教育研究棟W203，文系共同講義棟8番教室）を使用している。法科大学院専用でない施設として，講義室・演習室等の一部について共用の施設があるが，教育研究には支障なく使用されている。演習室等は，空き時間に，法科大学院生の自主的なグループ学習のために，使用を認めている。

（2）専任の法科大学院教員には，1室の研究室が整備されている。専任の実務家教員（3名）についても，同じである（522，523，525号室）。みなし専任の教員（3名）には，共同の専用研究室（503号室）を整備している。非常勤教員には，共同の専用研究室（325号室）を整備している。

（3）専任教員は，研究室を使用して，学生と面談している。

（4）法科大学院の履修届等の学習に関する事務手続きは，法学研究科の学事係が担当している。学事係は，法学研究科の事務室（001室）に配置されている。事務職員が，職務を行えるだけのスペースが確保されている。

法科大学院の授業の実施等に関する支援業務を担当する，法科大学院支援室に配置されている支援員（4名の補助助手等が兼務している）が，法学研究科の2階～5階の資料室等（206，314，416，514号室）に配置されている。

授業に使用する教材・資料等の印刷業務を担当する教材センターの職員（3名。ただし，曜日による交代制を採用しているため，実質は1名）に，1室の教材配布室（121号室）を整備している。

法科大学院の支援業務一般を担当・統括する法科大学院支援専門員（1名）が，法科大学院長室（333号室）に配置されている。

（5）法科大学院生は，法科大学院自習室を共同して使用している。自習室には，法科大学院生の専用の固定席が設けられている。自習室は，祝日・休日を問わず24時間の使用が可能である。

法科大学院自習室と同一階に，法科大学院図書室（102号室）が，設置されている。図書室は，祝日・休日を問わず24時間の使用が可能である。法科大学院生は，法学研究科・

法学部の大学院生及び学生との共用である学生談話室（122号室）及び懇話室（321号室）を利用することが可能である。

（6）法科大学院図書室は，専任教員・法科大学院生・法科大学院長が特に許可した者等が使用する，法科大学院専用の図書室である。

10 - 2 設備及び機器の整備

基準 10 - 2 - 1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準 10 - 2 - 1 に係る状況) 法科大学院の各施設には、教員の教育研究及び法科大学院生の学習を支援するため、施設の目的に応じて、以下の設備及び機器が整備されている。

(1) 講義室・演習室については、「各施設に配備されている設備及び機器についての概要」(略) 参照。

(2) 法科大学院図書室には、配架されている資料及び図書を利用するために必要な複写機・DVD・パソコン・プリンターが整備されている。

(3) 法科大学院生が学習において使用する法令・判例等の資料を所蔵する法令・判例新刊雑誌室(検索用のパソコンが設置されている)に隣接して、複写コーナーが設けられている(複写機は2台)。このほかに、事務部等と共用の複写機2台が、複写室(002室)に設置されている。法科大学院に近接する本学附属図書館においても、設置されている検索用のパソコン・複写機等を使用することが可能である。

(4) 法科大学院生の自習室には、各自専用の学習机(仕切付きのキャレル)・椅子・書棚・ロッカーが配備されている。各自の席から、ノートパソコンを使用して、インターネットに接続することが可能である。電源コンセントを各机に配備して、ノートパソコンの使用を可能としている。

(5) 法科大学院の授業に使用する教材・資料等の印刷を行う印刷室(125号室)には、各種の印刷機器が配備されている。

(6) パソコンを使用して実施する授業のため、共同演習室(W204)に、パソコン等を配備している。このほか、附属図書館内のパソコンルーム(L506)にも、パソコン等を配備して、法科大学院生の利用に供している。このほか、法学研究科・法学部の学生との共用ではあるが、情報端末室(204号室)及びパソコンルーム(614号室)に配備されているパソコン・プリンターの使用が可能である。以上のパソコンの使用によって、インターネットによる、各種の学習情報に対するアクセスが可能である。

10 - 3 図書館の整備

基準 10 - 3 - 1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準 10 - 3 - 1 に係る状況)

(1) 本法科大学院には、専用の法科大学院図書室(102号室)が設置されている。このほかに、法科大学院に隣接した位置に(渡り廊下によって通行可能)、法学研究科の蔵書を管理する本学附属図書館があり、さらに、法学研究科内に、法学教育及び研究に特に必要な法令・判例等の図書及び資料が配架されている法令・判例新刊雑誌室(206号室及び207号室)が設置されている。

(2) 法学研究科の蔵書を管理する本学附属図書館には、専門的な能力を有する図書館職員が配置されている。法令・判例新刊雑誌室には、司書の資格を有し、かつ専門的な能力を有する職員(2名)が配置されている。

(3) 法令・判例新刊雑誌室に配置されている2名の職員は、司書の資格を有しており、法情報調査に関する基本的な能力を有している。

(4) 法科大学院図書室が所蔵する図書及び資料の選定は、授業担当教員が行っている。このほかに、法科大学院の図書予算に特別の項目を設けて、法科大学院生の希望に応じて、図書及び資料を購入している。法科大学院生は、購入希望を文書又はインターネットを利用して申し出ることが可能であり、随時学生の購入希望に応じている。

法科大学院図書室が所蔵する図書及び資料は、概算で約3000冊である。法科大学院における教育研究に必要な図書及び資料を、おおむね網羅していると考えられる。

(5) 法学研究科の蔵書は、附属図書館が管理し、法令・判例新刊雑誌室に配架されている図書及び資料は、同室に配置されている2名の職員が管理している。法科大学院図書室には、図書及び資料の持出しを監視する機器を設置して、その管理を行なっている。所在不明となった図書等については、年2回実施する蔵書点検によって確認し、速やかに補充の手続きを行なっている。

(6) 法学研究科の蔵書を管理する附属図書館には、専門的な能力を有する図書館職員が配置されている。法令・判例新刊雑誌室には、司書の資格を有し、かつ専門的な能力を有する職員(2名)が配置されており、同室の資料に関するレファレンス業務を担当しており、そのうちの1名は、法科大学院支援員を兼務し、法科大学院生の学習を支援している。

(7) 附属図書館及び法令・判例新刊雑誌室の利用(閲覧・貸出・複写等)は、利用規則に従ってなされている。法科大学院図書室の利用は、閲覧及び複写であり、持出しを認めない。法科大学院図書室内には、複写機及びプリンターが設置され、法科大学院生はこれを使用して図書資料等を複写する。このほか、DVDを利用するために、図書室内にパソコンを設置している。

法科大学院図書室、附属図書館及び法令・判例新刊雑誌室が所蔵する図書資料については、それぞれ、検索用のパソコンを備えているが、このほかに、法科大学院生の各自の机から、ノートパソコンを使用して、図書及び資料を検索することが可能である。

2 優れた点及び改善を要する点等

(1) 優れた点：

1 専任教員には、授業等の準備等を十分かつ適切に行うことができる専用の研究室が整備されている。みなし専任教員には、共同の研究室が整備されているが、十分なスペースを確保しており、授業等の準備等には支障がないと考える。

2 法科大学院生が日常の学習において使用する法科大学院自習室（祝日・休日を問わず、24時間の使用が可能）については、各学生のために固定席を確保しており、十分なスペースと利用時間が確保されている。法科大学院生は、各自の机から、ノートパソコンを使用して、図書及び資料を検索することが可能であり、図書室等は自習室に近接しており、自習室と図書室等との有機的連携が図られている。法科大学院生は、学生談話室（122号室）及び懇話室（321号室）を利用することが可能である。同室の利用は、法科大学院生の長時間学習をサポートするうえで、極めて有効である。

3 図書室には、法律基本科目及び法律実務基礎科目等の教育研究に必要な図書資料（判例集・解説、注釈書・体系書・教科書、学習補助教材等）が、収集されている。法科大学院図書室が備えるべき基礎的資料を、おおむね収集することができたと考える。

4 法科大学院生の希望に応じて、図書及び資料の充実が図られている。

図書室が所蔵する図書資料については、持出しを禁止するための措置、年2回の蔵書点検の実施、所在不明図書の迅速な補充等によって、適切な管理及び維持が図られている。

(2) 改善を要する点：

1 法律実務に関する授業についても、通常の授業のための講義室等を使用している。しかし、法律実務教育を十分に実施するためには、法廷教室の使用が極めて有効である。その確保が、今後の課題である。

2 法科大学院の授業には、法学研究科・法学部の講義室及び演習室を使用している。しかし、法学研究科・法学部の講義室は、200名を超える学生を対象とする大講義室であり、演習室は10名～20名の学生を収容する小演習室である。このような規模の講義室等を法科大学院の授業に使用することには、法曹養成のため、少人数(50名～60名)の学生を、双方向的・多方向的な授業方法によって教育するという観点からは、種々の制約困難がある。法科大学院教育の目的に適した授業を実施するためには、50名～60名前後の学生の教育に対応する面積を有し、かつ授業実施上の設備を備えた、法科大学院専用の複数の「階段教室」の確保が、今後の課題である。

3 教員は、各自の研究室において、学生との面接に応じている。しかし、研究室は狭隘であり、その使用には、法科大学院生の就学指導・厚生補導の点において、不具合な面がないではない。法科大学院生と面談する、独立したオープンスペースを確保することが、今後の課題である。

4 法科大学院生には、グループ学習（自主ゼミ）を行っている学生が相当数いる。授業等に使用していない時間帯に、演習室等の使用を認めている。しかし、法学研究科・法学部の授業が多数実施されているため、演習室等を自主ゼミのために確保することが、しばしば困難である。学生の自発的な学習を支援するための環境作りが、今後の課題である。